

厚岸町議会 第2回定例会

平成24年6月18日
午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成24年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。
- 議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（音喜多議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。
去る6月5日、札幌市で開催された北海道町村議会議長会定期総会において、中川議員が25年表彰を受賞されました。
厚岸町議会会議運用内規93の規定に基づき、表彰の伝達を行います。
中川議員は演台前までお進みください。

（中川議員、演台前へ）

- 議長（音喜多議員） 表彰状。
厚岸町議会、中川孝之殿。
あなたは、議会議員として多年にわたり議会制度の高揚と地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされ、もって地方自治の発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。
よって、ここにこれを表彰します。
平成24年6月5日、北海道町村議会議長会、会長萬和男。
おめでとうございます。（拍手）
以上で、表彰の伝達を終わります。
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、谷口議員、11番、中谷議員を指名いたします。
- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
9番、南谷委員長。
- 南谷委員長 6月14日午前10時から第6回議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容について報告いたします。

議会側からの報告は、議会運営委員会のこの報告と諸般報告、例月出納検査報告があります。

議会からの提出案件は、会期の決定、総務産業常任委員会所管事務調査報告書、2常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の所管事務継続調査申出書、議員の派遣についてと森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書、以上5件があります。審査方法は、すべて本会議において審査することに決定しました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

報告第1号から第7号までの専決処分事項の報告など7件、議案第44号から第47号までの一般議案4件、議案第48号から第50号までは条例の一部改正3件であります。いずれも本会議において審査いたします。

議案第51号及び議案第52号は、平成24年度の補正予算2件であります。審査方法は、議長を除く12名をもって構成する平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。

一般質問は、7人であります。

会期は、本日6月18日から20日までの3日間に決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から20日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から20日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（音喜多議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成24年3月5日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、概ね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料の詳細は、別途、議員控室に備えることとしておりますのでご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、諸般報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。
今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思っております。
以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（音喜多議員） 日程第6、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました報告第1号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。
平成22年度税制改正において、年少扶養控除が廃止され、同時に16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止され、所得税につきましては平成23年分からの適用、個人住民税につきましては平成24年度分からの適用とされたところです。
保育料は、所得税や個人住民税の税額により階層を定めておりますが、このたびの改正に伴い、その保育料に影響が生じることとなります。
この控除廃止に伴う保育料への影響ができるだけ出ないよう調整されたい旨の通知が国からあり、本町の保育料についても同様の取り扱いとするため、所要の改正を専決処分により行ったものであります。
保育料算定は、年度の初日から、その年齢区分により保育料算定が行われることとなっており、保護者の負担増とならないよう、平成24年度保育料決定の当初である4月1日から施行する必要があるところであります。
緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をもって、厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。
お手元に配付の厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。
新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。
別表の備考、第2項各号列記以外の部分中では、所得税の額について規定しておりますが、前段で説明した内容について、保護者の負担増とならないよう規定の整理を行ったものであります。
このたびの所要の改正を行わなかった場合には、平成24年度の保育料に変動が生じる人数は、全入所児童数164人中52人の児童に影響し、影響金額は、年額で約613万円の負担増となったところでございます。
議案書の2ページにお戻り願います。
附則でございます。
この条例は、平成24年4月1日から施行するものとしております。

以上、大変簡単な説明ではありますが、専決処分事項の説明とさせていただきます。
ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6 番。

●堀議員 今回の専決処分なのですけれども、国のほうから都道府県のほうには昨年7月15日付で通知が来ているといった中で、北海道のほうから、それでは市町村のほうに通知が来るのが遅くて昨年度内での改正ができなかったのか、そのあたりがちょっと説明がなかったのですけれども、それについてはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいまのとおり、平成23年7月15日をもって、その通知が都道府県のほうにあったところでございます。

都道府県においては、この取り扱いについて、平成23年10月31日に、事務連絡をもって釧路総合振興局から通知をいただいたところでございます。

なお、この時点で条例改正が必要となることに気づくべきであったという部分は否めないのですが、私ども、この保育料につきましては、これまで保育所運営費国庫負担金についてという厚生労働省からの通知に基づきまして、その経路を経て行っているのですが、この国からの通知が、平成24年2月29日に事務連絡で、総合振興局から国の平成24年度保育所運営費国庫負担金交付要綱(案)についてということで、まだその要綱については改正されていない状況でございました。

私どもは、これまでどおり、この保育所運営費国庫負担金についてという通知を参考に条例改正してきた経過もございますので、この案の決定を実は待っていたのですが、年度内に決定が来なかったわけでございます。

そこで、平成24年4月5日付をもって、この通知については改正をされたわけでございますけれども、4月1日から何とか適用したいということで、案の段階ではありましたが、3月31日をもって専決処分をさせていただいたという内容でございます。

●議長（音喜多議員） 6 番、堀議員。

●堀議員 そうすると、4月5日付の要綱改正に伴ってということなのですけれども、じゃ、昨年度末で入所決定をして、当然、そうすると保育料の決定というものがされると思うのですよ。じゃ、先ほど言いました164人中の52人に対しては、一度は改正前の保育料金の通知をして、後で、今回のこの改正を受けて、変わりましたということでの保育料の変更通知か何かが行くというふうになるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長）　ちょっと言葉足らずで申しわけございません。

最終的な、4月5日の国庫負担金についてという通知については、専決処分する時点では、まだ改正されていない状況でありました。だから何とか、4月1日に保育料を付加する段階で、高い保育料を保護者に通知することのないように、案であったわけですが、その段階で、ちょっと早目に専決処分させていただき、保育料については、専決処分をした後の金額をもって通知をさせていただいております。

- 議長（音喜多議員）　6番、堀議員。

- 堀議員　ですから、従前の保育料の算定の中でちょっと問題があると。今後、いろいろと変えていかなければならない、国からもこういうような中で通知が来るよといった中では、やはり、従前の保育料の算定についてという通知に基づかない中でも、柔軟に料金の計算などもできるようなものというものも、やはり制度的に考えていく必要があるのではないのかなというのを今回思ったのです。

今回たまたま、本当に4月5日という中では、タイムラグが余りない中で決定されているからいいのですけれども、もしこれが何らかの事情で5月、6月というふうになれば、やはりそうもいかなくなると。既に1回払ってしまったものをまた還付するとかというような話にもなり得ることなので、やはりそういうものにもならないように、しっかりと考えていってほしいなど、そういうふうにするのですけれども、どうでしょうか。

- 議長（音喜多議員）　保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長）　議員のおっしゃる趣旨を十分に理解した上で、今後の取り扱いについて十分検討してまいりたいと思います。

- 議長（音喜多議員）　ほか、ございませんか。

10番、谷口議員。

- 谷口議員　保育料についてなんですけど、今回、話を聞いていて理解できないのは、4月5日に通知が来て、それで、今年度の保育料に影響が出ては困るということで3月31日をもっての専決処分だという説明ですよね。3月29日だとか30日だとかに通知が来て、間に合わなかったから3月31日に専決処分をするというのであれば、我々に専決処分をしなければならなかった理由を、こういうわけで専決処分をしましたということをたびたび、数十年にわたって私は聞かされてきているのですけれど、今の課長の説明では、4月5日に通知が来たので、これでは影響が出ては困るので、3月31日をもって専決処分をしたというお話なんですけど、それで、もうちょっと言わせてください。

保育料なんですけど、私も子供、大分大きくなってしまったから、相当経っちゃったんですけど、うちの子供たちが保育所に通っていたころの保育料は、4月、5月は確か暫定の保育料だったと思うんです。そして、6月以降にきちんと調整した額で保育料を

決定するというような仕組みであったと思うんですけど、今は4月から全部それが、初めからきちんとした保育料で徴収するというような仕組みになっているんでしょうか。いろんな手続上、ちょっと間に合わないのというような説明が我々にはされていたような気がするんですけども、その辺の仕組みはどうなっているんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 1点目の4月1日の関係でございますけども、この4月1日が決定に至る内容について、総合振興局からは本年2月29日に、案という形で既に私どものほうに来ているということでございます。

判断されたのは、今までは国庫負担についてという、厚生労働省はいつも通知が年度に入ってから4月1日に遡及するという形で来ているわけなんですけども、実は今回も4月1日に適用されているのですが、この案については、私どもぜひ、町民の負担増にならないように、国の決定で案を示されましたので、決定はそう遅くならないだろうと判断させていただきまして、その案をもって、内容も十分に、これは町民に理解していただける内容だろうということでもって、厚岸町として国の通知を前に判断をさせていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

もう1点でございますけども、議員がおっしゃられたとおり、4月、5月については暫定的なものが多くいらっしゃいます。ただ、既に年末調整を終わっている方、当然、会社員は年末調整が終わっているのですけども、そういう方で収入に変動がないことがはっきりしている方は、そういった、4月1日から、実は決定が事実上できるわけでございます。それ以降、確定申告だとか、あるいは修正とか、そういうことを経た方については、具体的には7月以降に決定になるのですけども、中には、暫定的ではあるのですが、きちんとした前年の所得に基づいた、本格決定というのでしょうか、そういう方もおられるということ、暫定の方も一部おられるということでご理解をいただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 あと、もう一つ伺いたいののですが、厚岸町の保育料なんですけど、保育料の基準というのですか、これは、厚岸町の場合は、国が示しているものの1年遅れで保育料を決めてきていたというふうに思うんですけど、これは今はどうなっているのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この保育所徴収金については、先ほども少し答弁の中に出てきたのですけども、国の通知に基づいて、それを参考にして、これまでどおり改正をしてきたということで、国の通知が年度にずれ込むと、遡及して値上げをするということにはならないのかなという、過去にあって、基本的には1年遅れということで、これまでどおり取り扱っております。

平成12年度以降、具体的な基準額の変更については国のほうでなされておられません。ただ、いろんな、税制改正だとか、あるいは所得区分を少し少なくするだとか、そういうようなことを行ってきているのですけども、厚岸町においてもそれらを参考に、これまで一部改正を経てきている状況で、現状も、当時に遡れば、水準的には、基準額の参考にした表については1年遅れでやってきている。ただ、この間、その額について改正が行われていない、これは国のほうでも行ってないという状況でございます。

- 議長（音喜多議員） いいですか。
ほかに。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長（音喜多議員） 日程第7、報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第2号 専決処分事項の報告について、その内容の説明を申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

まず、総体的なご説明を申し上げます。

今般、国の新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される、特に喫緊の課題に対応するためとして、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月30日、参議院において可決され、同法案が成立し、3月31日公布され、原則として4月1日から施行されました。

この税制改正に伴い、平成24年度の町税課税事務の執行上、町税条例を速やかに改正し、施行することが必要となり、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付をもって町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

議案書4ページでございます。

総総専第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配付の報告第2号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び町税条例の一部を改正する条例の概要により行います。

まず、新旧対照表1ページをごらんください。

附則第10条の2第7項及び第8項は、地方税法施行規則の項の削除による項番号の改正であります。

第11条は、土地に係る課税の特例措置を平成24年度から平成26年度まで延長、及び地方税法の項の削除による項番号の改正であります。

第11条の2第1項及び2ページ、第2項は、土地の価格の特例措置の期間延長であります。

第12条第1項から4ページまで、第2項、第3項、第4項、第5項は、宅地及び商業地等に係る固定資産税の特例期間の延長であります。改正前の第4項は、住宅用地の特例措置が廃止となるものであります。

第13条は、農地に係る固定資産税の特例措置の延長であります。

第15条第1項、5ページ、第2項は、特別土地保有税の特例措置期間の延長であります。

第21条の2は、法人税等に係る固定資産税の特例対象の追加規定であります。

6ページ、第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する特例の追加規定であります。

7ページ、第23条第1項及び第2項は、地方税法の改正による文言の整理及び項番号の改正、及び読み替え規定の追加であります。

次に、改正内容について、説明資料2、町税条例の一部を改正する条例の概要でご説明いたします。

その1をお開きください。

土地の価格の特例についてであります。

3年に一度の評価替えの年度間の据え置き期間中に地価が下落した場合、評価額を修正することができる、いわゆる時点修正につきまして、平成25年度分または平成26年度分までを対象とする特例措置の期間を延長するものでございます。

施行期日は、平成24年4月1日でございます。

その2をお開きください。

住宅用地の課税の特例措置の廃止であります。

改正内容をご説明するために、表の下段に用語の説明を注1と注2と記しておりますので、ごらんください。

まず、負担水準とは、前年度課税標準額を当該年度評価額に住宅用地特例割合を乗じた額で除した割合を言います。

次に、住宅用地特例割合とは、住宅の敷地で200平方メートルまでは課税標準額を評価額の6分の1、200平方メートルを超える部分を3分の1とする特例措置を言います。

改正内容であります。図の左側、改正前では網かけとなっている部分であります。

負担水準が80%以上100%未満の場合に前年度課税標準額に据え置きとなっておりますが、その右側の図の改正後は、平成24年度と平成25年度は、負担水準が90%以上100%未満の場合に前年度課税標準額に据え置きとし、その右側の図の平成26年度に据え置き措置を廃止とするものでございます。

また、改正前では、負担水準が80%未満の場合、前年度課税標準額に当該年度評価額に住宅用地特例割合の5%を乗じた額を加えて課税標準額とする措置を、平成24年度と平成25年度は90%未満を対象とし、平成26年度は100%未満を対象とするものでございます。

今回の負担調整措置の見直しの背景であります。平成5年度までは全国的に課税評価額が実際の地価と比較し大きな差と、また、地域間のばらつきがあり、それを是正するために、平成6年度に実際の地価をもとに評価する手法が導入され、また、平成9年度に負担水準の導入により、評価額と課税標準額の乖離の状況の均衡化が図られました。

さらに、平成18年度には負担水準の早期均衡化を図るために、80%未満の場合に前年度課税標準額に本来課税標準額の5%加算が導入されました。

この間、地価の下落によって、本来、課税標準額が課税上激変緩和措置として低い評価時代のまま据え置かれてきた前年度課税標準額を大部分が下回る状況、いわゆる負担水準が100%以上となっております。

今回の改正は、改正前の基本的な仕組みを維持しつつ、住宅用地に係る負担調整措置の据え置き特例を、所要の経過措置を設けた上で平成26年度に廃止し、負担水準が100%未満の場合は毎年度5%を加算して、さらなる負担の均衡化と適正化を一層促進させるために、今般、段階的に、実際の土地評価に基づく課税標準額に移行するよう改正されたものでございます。

この改正による影響でございますが、平成24年度課税ベースでの試算では、住宅用地を持つ納税義務者数1,919人のうち198人、10.3%の人が、合わせて約14万円、1人平均で約700円、課税額の引き上げとなるものでございます。

その3をお開きください。

まず、資料の左側でございますが、宅地・商業地等の課税の特例措置の期間延長でございます。

現行の特例措置は、前年度課税標準額を当該年度評価額で除した負担水準が70%を超える場合は当該年度評価額の70%を課税標準額とし、負担水準が60%以上70%以下の場合は前年度課税標準額に据え置いております。

また、負担水準が60%未満の場合は前年度課税標準額に当該年度評価額の5%を加算した額を課税標準額とし、その額が評価額の60%を超える場合は評価額の60%、評価額の20%を下回る場合は20%を課税標準額としてございます。

次に、表の右側でございますが、農地の課税の特例措置の期間延長でございます。

現行の特例措置は、前年度課税標準額を当該年度評価額で除した負担水準が70%未満の場合は前年度課税標準額の1.1倍の額、70%以上80%未満の場合は前年度課税標準額の1.075倍の額、80%以上90%未満の場合は前年度課税標準額の1.05倍の額、90%以上の場合は前年度課税標準額の1.02倍の額となっております。

この現行の宅地・商業地等と農地の課税の特例措置を、平成24年度から平成26年度ま

で、3年間延長するものでございます。

施行期日は、平成24年4月1日であります。

その4をお開きください。

図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団法人、財団法人に係る固定資産税の非課税措置の追加でございます。

対象法人の要件は記載のとおりであり、施行期日は平成24年4月1日でございます。

なお、現在、町内では対象となる法人はございません。

その5をお開きください。

町民税の申告につきまして、東日本大震災により住宅が滅失し、または通常の修繕によつては現状回復が困難な損壊をしたことによつて居住の用に供することができなくなった者について、被災居住用財産の敷地の譲渡所得の特例に係る譲渡期限を、東日本大震災があった日以後、改正前の3年を、改正後は7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長するものでございます。

施行期日は、平成24年4月1日であります。

以上で、報告第2号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ここでちょっとお伺いしたいんですけど、その1なんですけど、これはどういう土地を持っている人たちが対象になるのですか。

それから、その2、住宅用地の課税の特例措置の話、これはどういう人たちが対象になるのか、厚岸町で参考にしながらちょっと、説明をお願いしたいのですが。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） その1の対象でございますが、これは、固定資産税が課税される土地すべてを指します。ですから、国及び道で毎年厚岸町内にポイントを置いている、国においては2点、北海道においては4点の地価の評価額というのを公表いたします。その差が前年度よりもある場合には、課税上は3年間据え置くのでございますが、地方税法の特例によりまして、下落した場合は、土地の評価については下げた評価で課税することができるという規定がございます。ですから、対象としては、基本的には町内にある課税される土地すべてを指すということでございます。（谷口議員「影響があるということだね」と呼ぶ）

影響と申しますが、この措置は平成25年度と26年度の部分を指しますので、今年度につきましては評価替えの年でございますので、通常の評価替えということで算定してございますから、この規定の対象外ではありますけど、通常は毎年、議員ご承知のとおり地価は下落しておりますから、この適用はされているということになってございます。

それから、その2でございますが、住宅用地と申しますのは、通常言う宅地を指すわ

けではなく、実際に住宅が建っている土地を指すということでございます。更地の場合は対象になりません。実際に住宅が建っている場合を住宅用地という表現を使わせていただいていますので、ご理解願います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 簡単に言えば、そうすると、要するに土地をたくさん持っていようが少なく持っていようが、その土地が、たくさんあったほうが1の恩恵を受ける確率は高いということですね。我が家みたいな猫の額を切り刻んだような土地と、相当、いわゆる富裕層の方々が持っている土地、そういう土地とでは明らかに差が出ますよね。そういう人たちは、土地価格の特例の廃止によって恩恵を受けることができると、簡単に言えばね。

それから、住宅用地の課税の特例措置の廃止は、一般住宅用地に今までやってきた制度を廃止するという理解でいいのですよね。そうすると、例えば資産として土地を所有している人には恩恵があるけれど、実際居住等で活用している人たちには、今度は増税をしますよというようなことになってくるのではないのかなというふうに、私は今の説明が聞こえるんですけど、そういうことになるのではないのかなというふうに思いますけれど、そのあたりはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、その1の改正内容でございますが、これは、土地の時点修正と申しますのは、下落したときに、その下落率を基本的には町内のそのエリアの土地に公平に掛けるということで算定いたします。ですから、面積が少ない人と大きい人で、その取り扱いに差がつくことはございません。差がつくのは、もともとが広い面積を所有されている方は、課税額が大きいということでございますから、もともと大きな税金を課税されている方々でございます。その人と、その方よりも少ない面積を所有されている方とは課税額が違うということで、この税額自体のベースが違いますから、額で見ると、当然、大きな面積の人が今回の時点修正で受ける額自体は大きな恩恵を受けることにはなりますが、持っている面積に対する課税額としては等しく公平な扱いになっていると。いわゆる下落率を同じように掛けるということでございますから、その部分については公平、適正な課税になるということでございます。

それから、その2の部分でございますが、負担水準が80%以上100%未満の層というのは、もともと本来の課税額よりも低く抑えられている層でございます。これは、もう何十年もの課税の中で、さまざまな税制改正の中で、適正な課税をするために税制改正が行われてきておりますが、低く抑えられていた方が税制改正によって大きく課税額が上がってしまいますと、急激な負担増に陥ってしまいます。それをなだらかに調整するための措置が、この80%と100%の層にあったということで、もともと低く抑えられている方なのです。一般的には、この負担水準が100%以上というのは、課税されている方の約9割を占めますので、その優遇されている部分を段階的に圧縮していくのだというふうにとらえていただきたいと思います。

課税自体は、実際の評価額の6分の1、もしくは3分の1までもともとは大きく圧縮されているわけですから、それからさらにまた優遇措置があった層があったということでございますので、この辺は、増税というよりも、優遇措置を段階的に圧縮していった、いわゆる課税上の取り扱いを公平な扱いにしていくということの今回の改正であるというふうにとらえていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 とらえたいのですが、景気がよくなったと、年金も上がったと、給料も引き上げられたと、厚岸町の町職員の給料も今度は上がっていくよと。今度はどんどん購買力が出てくるから安心してくださいという世の中になってきたのならいいのですよ。

新しい政権に代わって3年ぐらい経って、相当期待した人がたくさんいるのではないのかなというふうに思っていますけれど、そういうことが一向に見えないで、国民に負担を押しつけることだけはどんどん進むのですよね。その一方で、担税能力のある富裕層、あるいは資産家等の税金については軽減措置を延長すると。そして、青色吐息で生活している庶民については今までの措置を延長することができない。せっかくいいことを今までやってきているにもかかわらず、ますます生活を苦しくする、そういうことが、わずか700円でないかというふうなお話かもしれないけれど、あれもこれもで今大変なんですよ。

そういうときに、こういう措置をしなければならないということに対してはやっぱり、国が決めてきたことでもありますけれど、やはり、そのあたりでは町民に対してきちんとした説明をしなければ、法律が変わったからということを一方向的に押しつけるということに対しては、私は非常に疑問を持つのですが、そのあたりの見解はいかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 課税については、常に公平であり、それからの確な課税をすべきであるというのは大前提であるというふうに思います。その公平をいかに担保するかということの中で、20年以上かけて、この部分を公平を期すということで、なだらかに、いわゆる恩恵を受けていない方々が9割いらっしゃいます。少しずつ、その恩恵がだんだん縮小していったということでございまして、現時点では約1割の方がいらっしゃるということでございます。

これは、全国どこに住んでいても、この固定資産税の評価は同じような評価をすべきという国の考え方、税については憲法に規定されていることでございますので、公平を期すということで法律で規定されて、その課税をする市町村についてはそれをもって事務を執行していくということになってございます。

質問者がおっしゃられることも私は、心情的には理解できます。ただ、一方では、もともと優遇措置を受けていない方々から見れば、いつまでこの優遇措置を続けるのかという視点もあるわけでございまして、その辺を参酌しながらこの条例の改正を考えさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第8、報告第3号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第3号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書10ページをお開きください。

さきにご審議をいただきました報告第2号と同様、今般、国の新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される、特に喫緊の課題に対応するためとして、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月30日、参議院において可決され、同法案が成立し、3月31日公布され、原則として4月1日から施行されました。

この税制改正に伴い、平成24年度の町税課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を速やかに改正し、施行することが必要となり、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付をもって厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

議案書11ページでございます。

総総専第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の報告第3号説明資料、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行います。

新旧対照表をごらんください。

附則第2項から2ページの第6項までは、宅地及び商業地等に係る都市計画税の特例

期間の延長であります。

改正前の第5項は、住宅用地の特例措置が廃止となるものであります。

3ページ、第7項及び第9項は、項番号の変更及び農地に係る都市計画税の特例措置の延長であります。

第10項、4ページ、第11項は、地方税法の改正による項番号の改正であります。

以上の改正内容につきましては、さきに報告し、ご承認いただきました町税条例の一部を改正する条例中の固定資産税の改正内容と同様でありますので、お手元に配付しております概要資料の説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

以上で、報告第3号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

(なし)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長（音喜多議員） 日程第9、報告第4号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町民課長。
- 町民課長（板屋課長） ただいま上程いただきました報告第4号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布、施行され、また、地方税法及び国有提供資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する制令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日公布、4月1日に施行されたことに伴い、東日本大震災に係る被災地域に係る課税の特例措置の延長等についての規定の整備がなされたことから、厚岸町国民健康保険税条例におきましても同様に、被災地域に係る課税の特例措置の延長等に係る規定の整備を行い、国民健康保険税の賦課期日である4月1日から施行する必要が生じたところであり

ます。

緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年3月31日に、専決処分をもって厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとのことです。

なお、今回の厚岸町国民健康保険税条例の専決処分における改正内容につきましては、譲渡所得に関する国民健康保険税の課税の特例として、東日本大震災により住宅が滅失し、または原状回復が困難な損壊をしたことにより居住できなくなった家屋の敷地の譲渡所得に対する3,000万円控除の特例期限の延長を行う規定の整備を行ったもので、被災居住用財産の譲渡所得の特例に係る譲渡期限を、現行の東日本大震災のあった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間とあるのを、4年間延長して7年を経過する日の属する年の12月31日までの間とし、該当する被災者に対する国民健康保険税の負担の軽減を図る内容でございます。

議案書16ページであります。

なお、改正の要旨につきましては、お手元に配付しております報告第4号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表であります。附則の改正であります。

附則に第16項を追加して、附則第4項の規定の適用及び附則第5項において準用する場合についての読み替え規定の整備を行ったものでございます。

議案書16ページにお戻りください。

附則であります。施行期日であります。

改正後の条例の規定は、平成24年4月1日から施行するものとしております。

なお、参考といたしまして、今回の改正に伴う東日本大震災に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の対象となる方は、現在、厚岸町にはおられません。

以上、簡単な説明ではございますが、専決処分事項の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

(なし)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第10、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

この内容につきましては、平成23年度厚岸町一般会計補正予算5回目で、4つの事業ごとに、繰越明許費として、平成24年度へ繰り越し執行の議決をいただいております。

今般、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものでございます。

18ページをお開き願います。

平成23年度厚岸町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。

8款、1項消防費、地震津波防災対策3,180万1,000円、避難階段整備事業5,639万5,000円、災害対策本部整備事業2,077万2,000円、避難所整備事業600万円、以上、4事業合計1億1,496万8,000円について、平成24年度への繰り越しでございます。

その財源内訳は、未収入特定財源として、国・道支出金35万円、地方債1億1,440万円、それぞれ国の繰り越し承認をいただいております、平成24年度での繰り越し事業執行に応じて収入予定の財源であります。

一般財源は、21万8,000円でございます。

以上、報告第5号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 今回、繰り越しされる事業なんですけども、執行はいつごろを予定して繰り越されているのでしょうか。

- 議長（音喜多議員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） まず、地震津波防災対策についてであります、これは、毛布、あとはマット、ポータブルラジオ、津波ハザードマップ、それと防災用の備蓄備品の購入として暖房器具、それに伴う灯油の携行缶、移動系の携帯無線機、衛星携帯電話、避難所テントというふうにしておりますが、まず、これにつきましては、毛布、あとはポータブルラジオ、それと移動系の携帯無線機、それと、この後の議案にも出ておりますけれども避難所テント、これを既に発注を終えております。この後、速やかに、アルミの

折りたたみマットですとか、あとは暖房器具等、これら整備に向けて発注をしていこうということで考えております。

また、災害対策本部の整備事業であります。総合行政ネットワーク拠点整備ですとか被災者支援システムの整備、高速無線通信整備、津波監視カメラシステム整備、あとは、備品購入においては災害用資機材の保管庫、ソーラーパネル式の蓄電システムということで、これらを整備しようというふうに考えておりますけれども、まず、当初防災拠点として考えておりましたコンキリエ、それと、湖南地区では厚岸中学校ということで考えておりましたけれども、まだ北海道からのシミュレーションは出ておりませんが、このシミュレーションがはるかにこれらの予想を超える大きなものとなりそうだということで、厚岸中学校から別な場所に、湖南地区については動かさなければならぬのではないかということで考えておまして、コンキリエについてはこれから整備をしますけれども、湖南地区についてはまだ、例としてはネイパルですとか森林センターということになろうかと思っておりますけれども、これらはまだ出されておられませんので、今のところ、早く整備しなければならないということは考えておりますけれども、もう少しお待ちをいただきたいというふうに考えております。

また、避難階段の整備事業については、これらは今、設計に当たっております。これも年内には整備をしたいということで考えております。

あと、避難所の整備事業では、金額は少ないのですが、太陽電池と、それと標識等の設置ということになっておまして、これも、この後、速やかに発注を行っていく、今準備を進めているところでございます。

あと、備蓄倉庫、避難所トイレについても、これは地震津波防災対策になりますが、これらについても速やかに行っていくという準備をしているところでございます。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第11、報告第6号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました報告第6号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は別冊で用意させていただいておりますので、これをごらんください。

初めに、厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われています。

また、会計区分を8区分とし、広域会計区分を一般会計に包括した中で事務の簡素合理化を図ることとし、一般会計のみの1会計区分となっております。

それでは、経営状況説明書の1ページをお開き願います。

平成23年度事業報告書でございます。

次の2ページには目次、3ページには総括説明がございます。

内容について、その要点をご説明申し上げます。

総括的には、第5期地域福祉実践計画の策定に取り組むほか、東日本大震災には、道社協を通じ、被災地支援のため3名の職員派遣が行われています。

また、大災害をテーマとした社会福祉大会の開催、新たに厚岸町地域支えあいネットワーク会議の発足、緊急情報キット「かけはし」配布事業への取り組み、補助金を活用したふれあいサロン活動の拠点整備が行われています。

4ページの社協組織の充実強化と財政基盤の確立・継続では、会務の適切な運営や財産の管理、情報公開に努められました。

介護保険サービスの安定供給と新たな介護予防・介護保険サービスへの取組検討では、訪問介護事業において、質の高いサービスの提供に努めるとともに、居宅介護従事者養成研修2級課程を開催し、15名の新たな介護員を育成されました。

居宅介護支援事業では、4名体制でサービス提供を行いましたが、施設入所や死亡などで、前年比延べ156人の減少となりました。

町地域福祉計画と連動して、新地域福祉実践計画の策定では、平成24年度から平成28年度を計画年度とする厚岸地域福祉実践プランが策定されました。

5ページの地域に密着した総合的福祉サービスに関する情報提供・共有と相談窓口の充実では、厚岸町地域支えあいネットワーク会議の立ち上げ、4地区をモデルとした緊急情報キット「かけはし」の配布、災害図上訓練が行われています。

ボランティアセンター運営事業では、傾聴ボランティア養成研修などの開催や実践者活動への支援に努めることができました。

受託事業では、外出支援サービス事業などの町からの受託事業を実施されています。

6ページのハートコール事業では、町が設置した告知情報端末機（テレビ電話）を活用し、利用拡大につながられています。

高齢者・障害者支援活動の推進では、社会福祉センターの一室にふれあいサロン活動の場を整備するとともに、ボランティア団体が取り組むレスパイト事業への職員派遣が行われています。

次の7ページから25ページにつきましては、平成23年度の各事業報告であり、事業名、

実施日、場所、内容などを記載しております。

初めに、法人運営事業の内容であります。理事会・評議員会等の開催の状況について記載し、8ページは部会の開催、9ページに各種委員会の開催、10ページは道社協及び釧路地区社協関係会議への参加・役職員研修の実施内容です。11ページは、東日本大震災被災地社協支援職員の派遣の状況、次に、会員と会費の状況、福祉団体等への助成内容と広報活動。12ページでは、ファミリーサポート事業の内容が記載されております。

福祉推進事業の内容は、小地域ネットワーク事業として、たすけあいチーム事業の実施、地域福祉研修会の開催、13ページには緊急情報キット「かけはし」配布事業、厚岸町地域支えあいネットワーク会議への参加。

ノーマライゼーション普及事業として、第20回すこやか健康福祉運動会の実施、厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力。

高齢者福祉推進事業として、ふれあい会食会の実施の内容を、14ページに、共同募金協力事業として、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動への協力、赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会、続いて、社会福祉推進事業として、第11回厚岸町社会福祉大会の実施の内容です。

次に、15ページの受託事業は、いずれも町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業。

福祉相談事業として、福祉相談所運営委員会の開催、福祉相談所研修会の実施、16ページには、福祉中央相談所の開設、法律相談の実施。

生活管理指導員派遣事業における派遣の状況について。

介護予防普及啓発事業として、元気いきいき教室の実施内容が18ページまで、続いてハートコール事業の実施状況となっております。

次に、大きな区分の訪問介護事業としましては、訪問介護事業について、その事業内容説明と、次ページにわたり医療状況となっており、介護保険制度におけるホームヘルプサービス利用者は、前年比11.3%減の1,039名となったところであります。

次には職員研修の実施内容、21ページに感染対策委員会の開催について、続いて障害福祉サービス事業の内容と利用状況、介護員養成研修事業の内容となっております。

22ページは、介護保険の適用者に対する居宅介護の支援事業の内容ですが、事業内容、利用状況、職員研修の実施の内容、23ページにケース検討会議の実施で、利用者の合計は、前年比10.8%減の延べ1,286名となっております。

ボランティアセンター運営事業の内容では、ボランティア登録者数、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアの育成発掘・実践者講座の充実、24ページに福祉教育・ボランティア普及活動学校助成事業、ボランティア愛ランド参加への支援、ボランティア情報誌の発行などの内容です。

福祉センター運営事業は、センター各会議室等の利用状況などの内容が記載されております。

25ページの資金貸付事業の内容では、生活福祉資金貸付調査委員会の開催、生活福祉資金貸付状況、低所得者資金貸付状況の内容となっております。

27ページからは平成23年度決算報告書であります。

30ページをお開き願います。

平成23年度一般会計収支予算（資金収支計算書）総括表です。

なお、民間会社と同様の基準で作成され、経常活動による収支、施設整備による収支、財務活動による収支の三つの区分でお金の動きを把握するようになっています。

経常活動による収支は、本来の事業活動によって資金を生み出し、設備投資や借入金の返済能力があるかどうかを判定するものです。

施設整備による収支は、補助金や寄附金などにより、どの程度の施設整備が進められているかをチェックします。

財務活動による収支は、借入金返済、預金積立金等を把握するとともに、経常活動と施設整備を含めた全体を把握します。

34ページから39ページが予算内訳表、42ページから47ページが決算内訳表となっており、事業ごとの収支は、それぞれ記載のとおりですが、8区分の事業区分について、一般会計全般にわたる収入、支出の内容がわかりやすいようにと、社協独自の様式で作成しているものです。

42ページをお開き願います。

42ページでございます。一般会計資金収支決算内訳表からご説明いたします。

決算の内容となります。

一般会計の右隣、法人運営事業では、厚岸町社会福祉協議会の運営に係る決算であります。収入の主なものは町からの補助金3,204万4,000円であり、支出の主なものは人件費となっております。

続いて、福祉推進事業で、内訳として、小地域ネットワーク事業、43ページにノーマライゼーション事業、高齢者福祉推進事業、共同募金協力事業、社会福祉推進事業となっています。

44ページの受託事業は、厚岸町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業、福祉相談事業、45ページに生活管理指導員派遣事業、介護予防普及啓発事業となっています。

次の訪問介護事業では、介護保険収入を主な財源とするものと、46ページに障害者自立支援法における給付費制度による障害福祉サービス事業、介護員養成研修事業、続いて居宅介護支援事業、ボランティアセンター運営事業、47ページに福祉センター運営事業、資金貸付事業として、生活福祉資金貸付事業、低所得者資金貸付事業まで八つの事業区分にまとめ、その内容を記載しています。

30ページにお戻り願います。

平成23年度一般会計収支予算（資金収支計算書）でございます。

決算額は、B欄となります。

一般会計全体の当期資金収支差額合計が表の下から3行目に記載されています。

当期資金収支差額合計は、三角66万6,014円となっています。

前期繰越に相当する前期末支払資金残高を加えることにより、当期末支払資金残高は2,983万2,142円となった内容です。

次に、50ページをお開き願います。

平成23年度一般会計事業活動収支計算書（総括表）で、損益計算書に相当するもので、54ページから59ページまでの事業ごとの内訳表を集計した内容となっております。

50ページにお戻り願います。

50ページにおける決算額は、A欄となります。

なお、表の摘要欄に米印の17から36までの数字が付されているものは、51ページにその概要説明が記載されていますので、参考にしてください。

次に、60ページは、平成24年3月31日現在の一般会計貸借対照表です。

まず、左側、資産の部の一番下の欄の資産の部合計8億2,849万5,934円につきましては、右側、負債の部合計1億2,655万8,945円に純資産の部合計7億193万6,989円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部合計欄8億2,849万5,934円の、貸借同額で一致しております。

なお、先ほどの30ページの収支予算（資金収支計算書）の当期末支払資金残高2,983万2,142円につきましては、流動資産3,622万6,477円から流動負債639万4,335円を差し引いた額と一致するものとなっております。

また、右側の純資産の部、下から5行目、次期繰越活動収支差額3億6,646万6,379円につきましては、50ページの損益計算書に相当する活動収支計算書の一番下の次期繰越活動収支差額と一致するものでございます。

次に、61、62ページは財産目録となっております、内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

63ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。

平成24年5月11日に、会計及び業務内容並びに事務遂行状況について、監査を受けた報告内容となっております。

次に、65ページからは平成24年度事業計画書でございます。

67ページに、事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。1、地域支えあいネットワークと地域支えあい体制づくりの推進、2、きめ細かな介護保険サービス供給・事業運営と新たな事業展開の取り組み、3、町地域福祉計画と連携した、第5期地域福祉実践計画の推進、4、地域に密着したボランティア体制の整備と総合的福祉サービスの充実、5、財政基盤の確率と社会福祉法人新会計基準移行の取り組みでございます。

68ページから70ページに、事業実施計画としまして具体的内容が記載されております。説明は省略させていただきます。

71ページからは資金収支予算書で、74ページは一般会計収支予算書（総括表）でございます。

76ページから80ページまでは平成24年度の一般会計収支予算総括一覧表となっております。

次に、82ページをお開き願います。

経理区分、法人運営事業から100ページの経理区分、資金貸付事業まで、それぞれ事業ごとの予算となっております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、74ページにお戻り願います。

平成24年度の一般会計収支予算書（総括表）ですが、すべての事業の合計が記載されております。一般会計の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。

最下段から3行目の当期資金収支差額合計ゼロ円となっております。前年度当期の予

算額ゼロ円と同額となっております。

最後に、最終ページの101ページでございます。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。

任期は、平成25年5月22日までとなっております。

以上、大変簡単な説明でございますが、報告第6号につきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 12ページの小地域ネットワーク事業だったのですけれども、緊急情報キット「かけはし」というものが3番のところで4自治会のほうに配布されていますよね。これらはモデル事業としてやられているのかなというふうに思っているのですけれども、今年度も一応推進するというふうになっているのですけれども、今年度はどのような形でやっていくのか、また、この4自治体以外にも広げていくのか、どのような形で広げていくのかというものを教えていただきたいなというふうに思うのですけれども。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この4自治会に加え、今月の28日に社協のほうからご案内がありまして、ネットワーク会議を開催する準備が進められております。その中で、新たな取り組みをしたいという区域が出てきているというふうに聞いておりますので、今後、この4自治会に加えて、新たな地域の取り組みが始まるというふうに聞いてございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 この社協の報告は余りにも広過ぎて、ちょっと大変なんですけど。今の「かけはし」の配布事業なんですけど、つい最近、私たちの町内会でぴったりのことがあったんですけど、残念ながら我々の自治会ではその事業がされていないのです。それで、今、課長がおっしゃっていますけれど、どういう地域を対象にして、誰と相談をして、そういう事業を進める考えなのか。

つい最近あった事例を言うと、本当にそれがあればよかったなというふうに私は思うんです。だけれども、そういう事業に対して、本当に必要なところがどこなのか、あるいは、それぞれの自治会等に十分そういう説明をして募集をしたりする体制ができていくのかどうなのかということなのです。私のところには1回も相談がありません、この事業について。

これは当然、私はこの事業は、町が独自にやる事業だというふうに考えていたのです。

当初は「命のバトン」という予定で。それがいつの間にか、当初予算を組んだのは、その年は結果的に何もやらないで、次年度に社協の事業として始めて、その事業もどういうふうにやっているのか、全く地域ではわからないと。こういうやり方は、結果的には町の事業なわけでしょう、町が助成してやるわけだから。町は何の責任も持っていないのかな。その辺はどうなのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この緊急情報キット「かけはし」配布事業は、社会福祉協議会の事業として実施している関係上、この報告書にまず掲載がされている内容でございます。

なお、この取り組みにつきましては、昨年の地域福祉ネットワーク会議というふうに先ほど少し報告の中で申し上げましたけれども、昨年そういったものを立ち上げたというところでございます。

当初、この4団体につきましては、地域福祉ネットワークを立ち上げる前から、社会福祉協議会のほうに対して何らかの、そういった、先ほど命のバトンというふうに言いましたか、そういうふうな例を持ってきて社協に相談があった自治会というふうに聞いております。まずはこの自治会でもって、実際の取り組みをやってみようというのがモデル地区の選定でございました。この後につきましては、自治会連合会の総会であるとか、そういった席において社協職員も参加し、説明をさせていただいているところでございます。

なお、実施希望の自治会へのアンケート等をやったかどうかのことについての、そういったご質問はございませんけれども、そういったような方法などで各地域の個々の実情などを実は社協のほうで取りまとめた部分については、具体的なことは聞いておりません。個々の自治会の意向は、まだそれぞれ対応していないのではないかとというふうに聞いてございます。

町のほうの関係でございますけれども、この緊急情報キットは、救急車を呼んだ場合に、本人が話をすることができないというような場合に、救急隊員が非常に有効性を持って活用されるもので、その情報をもって救急医療機関に搬送するという内容でございます。

なお、この取り組みにつきましては、厚岸町は災害時要援護者の登録事業と取り組みを一つにできないかなというふうに考えまして、厚岸町の要援護者の登録に必要な情報も、この「かけはし」配布事業を行うことによって収集できるように、社協とともに取り組みをさせていただいているところでございます。

なお、これまでのネットワーク会議は、消防署、警察署、そのほかあるんですけども、そういった関係者で、これだけの取り組みではなくて、まず手始めに、この「かけはし」を始めさせていただいて、強いては早くやりたいというモデル地区というような選定をさせていただいて、今後においては個々の自治会等の要望におこたえするような形で取り組みについてお願いをしていくということで、厚岸町としての災害時要援護者情報の登録も同時に進めていきたいというふうに思っております、その辺は事業の普及のためにPRを、そういったことも町としてやっていかなければならないのかなというふう

に考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番。

●谷口議員 この地域福祉ネットワークというのはどういう会議なんですか、これ。どういう人たちが。

結果的には、こういう新たな事業をやる場合、あるいは議会等でのやりとり、そういうものも十分考えた上でこういう事業は進められていくのではないのかなというふうに思うのです。ところが、初めて予算をつけて、ことしで3年目ですよ。その事業が地域の自治会だとかそういうところに全然示されない。町の防災の、何といたっけ、何だか委員会を立ち上げてくれとか、そういう要請がありますよね。我々の自治会にも福祉委員会などというものを立ち上げているのですよ。そういうことができていても何の話もないとか、やはりそういう、自治会に、選り好みして選定しているのか、それとも情報を素早くキャッチしたところがモデル事業をやってほしいと手を挙げればやってくれるのか、非常に不明朗ではないのかなというふうに思うのです。黙っていればいつまでもそういう情報が入ってこないというのでは、私は困るというふうに思うのです。ましてや町が、これは全額町が負担しているわけでしょう、この事業については。それが社会福祉協議会の事業として行われているわけでしょう。そうした場合には、やはり町がきちんと責任を負わなければならないのではないのかなというふうに私は思うのです。その辺ではどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、厚岸町地域支えあいネットワーク会議でございますけども、これは社会福祉協議会が立ち上げたもので、平成23年8月1日に社協のほうで呼びかけた方々にお集まりをいただいて立ち上げた組織でございます。会議の構成団体としましては、まず厚岸町の保健福祉課、それから厚岸町の町民課、町内医療機関、厚岸警察署、厚岸消防署、厚岸町社会福祉協議会、厚岸町民生委員児童委員協議会、次に自治会及びその他必要な団体をもって組織するというふうに実はしてございます。

当初の立ち上げの中の説明では、まず、以前から社協のほうにそういった取り組みをしたいという4自治会をまずこの中に参加をさせていただくということで、その後については、各自治会のほうへの参加といいますか、そんなことも考えていきたいということでもあります。

なお、この地域福祉ネットワーク会議については、この「かけはし」だけにとらわれず、ほかの会議の業務として定められているものがございます。そういった必要な部分において、そういった委員について参加をお願いしていくというふうに聞いてございます。

なお、町の負担の関係でございますけども、当初100組ほどでしたか、いわゆる筒です。これを実は町のほうで用意をさせていただきました。その上、最終的には町と社協でいろいろと打ち合わせをさせていただきましたら、最終的には厚岸町としては、1,200人く

らの要援護者として把握していく必要があるのではないのかというふうに達しまして、このときは「かけはし」というふうに最終的に名前が決まりましたけれども、その「かけはし」の配布数は約1,200程度が必要になってくるかもしれないということで、社会福祉協議会も独自に財源を探していただいて、平成23年度、24年度については、北海道社会福祉協議会から補助を受けて、確か500くらいの確保をさせていただいている、シールとか、そういった筒を含めてです。

当面、現在は百数十件でございますので、これを徐々にと言ったらスピーディーではないのですが、早くそういった目標である1,200名になるような形で取り組みを進めていくという計画で、あくまでも4自治会は、まず、最初からそれでうまくいくのかという疑問等もありまして、まず4自治会に、希望に沿うような内容であるのかどうか、こちらから一方的な仕組みをつくって押しつけるのではなくて、自治会の中でも十分に取り扱いについて検討していただいて、できるものからやっていこうということで4自治会を選定したというふうに聞いてございます。

そんな関係で、今後については当面、500まで、どのくらいの時期になるか、あるいは、それ以降についても道社協のほうでの支援をいただくことができるかについても、今のところははっきり言えませんが、当面、社会福祉協議会の事業として、負担も含めて事業展開をされていく予定だということでございます。

●議長（音喜多議員） 10番。

●谷口議員 最後ですからあれなんですけど、やはりこの事業、やっぱりスピード感がないと思うのです。せっかく町が予算化をして事業を進めようとしているのに、まずやってみることが大事ではないのかなと。あれこれ検討して、検討ばかりしていけば、いつまでたっても事業はできないのですよ。

そして、前年度にやった4自治会の経験だとかそういうものをくみ上げながら、改善するものは改善する、だめなものはきちんと切っていくとか、そういうことを進めながらこの事業を、やはり必要な人、今、課長は1,200件ぐらいというようなお話をされていますけれど、まずそこにきちんと行き渡らせることが大事だと思うのです。

取り扱いがちゃんとできる人は、別にこれはいらないのですよ、はっきり言えば。できない場合が想定される人のところに配布をするというのが大事なんです。だから、ひとり暮らしだとか、あるいは老人の世帯、あるいはそれに障害者が絡んだりいろいろするのだと思うけれど、そういうところに、ここは必要だなというところにはやっぱりどんどん配布を進めていくと。せっかく町がいいことをやろうとしても、その事業がスピード感のない、いつになったら目標達成されるのかわからないような事業の進め方というのは私は、事業をしているということにはならないのではないのかなというふうに思うのです。やっぱり必要な人のところには速やかに届けるということで進めていただきたいというふうに考えるのですが、いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 事業を行っていることそのもの自体が各自治会のほうへの情報が行っていないという部分については、私としては、ちょっと認識不足であったかなど。自治会連合会であるだとか、そういった関係の会議であるとか、そういったことを通じて、何度ともなくこれまで説明は、ただ、一方的な説明であったのかもしれませんが。説明だけで、聞いている側が求められているものと一致しなかったのかもしれませんが。そういった意味では、今のご意見を十分に受けとめて、今後、すべての自治会のほうへ情報提供させていただいて、参加協力いただけるようお願い等も町のほうで考えていきたいなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 経営状況調査の説明書ということで、社協の皆さんも頑張っておられるし、課長も、直接というわけではないんですけども、なかなか細かい部分では目の届きにくい部分もあろうかと存じますけど、1点だけお尋ねをさせていただきます。

61ページ、財産目録とあるのですが、ずっと下のほうに、次のページの62ページに行っています。62ページに、下のほうに、固定負債、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金、この残高が1,921万9,740円計上されております。この対象人数は、まず何名ぐらいの人数になられるのでしょうか。何人分の1,900万円なのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時44分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

9番、南谷議員の答弁から始めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 大変申しわけございませんでした。

北海道民間社会福祉事業職員共済組合のほうにつきましては、14人の方々が加入されております。

それから、全国社会福祉団体職員退職手当共催基金のほうにつきましては、8人の方が加入してございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 社会福祉法人、社協が事業主体といえども、その財源、町が助成している関

係上お尋ねをさせていただくのですけれども、先ほど課長のご説明ですと、企業会計と同様など申されました。科目を固定負債の引当金ということから判断をさせていただくと、果たして必要枠はどういうふうになっているのかなど、非常に、私なりに考えさせられました。

働いている方々が、今お聞きしますと22名ですか、積み立て、企業並みにと言うと、一般企業は、100%は、これはまた別としましても、ある程度の必要額というものを積み立てをしていると思うのですが、町としてこの辺をどのようにとらえて、社協とのアクセスはどのようにになっているのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいまの答弁で、まず、北海道民間社会福祉事業のほうでございますけれども、14名と申し上げました。全国のほうを8名というふうに申し上げました。実はこれを、内容を確認させていただきましたところ、14名のうちに、後ほどの全国のほうの8名が含まれていると。つまり、実質14名でございます。これは、正職員と嘱託職員という内容で、臨時職員は含まれていない形になっておりますが、この14名につきましては、それぞれこの金額が、1,070万4,870円並びに1,921万9,740円につきましては、14名すべての方が退職なされた場合に支給される、これまで積み立ててきた退職金というふうにご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 そうしますと、100%積み立てで終わると、こういう理解でよろしいのですね。はい、わかりました。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） そのように確認をさせていただいております。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（音喜多議員） 日程第12、報告第7号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました報告第7号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、その内容の説明をいたします。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、別添の株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書により説明いたしますので、ごらん願います。

まず、1ページ目からは、第19期の営業報告書で、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをごらん願います。

総括事項であります。内容を読み上げます。

世界を震撼させた東日本大震災と、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、世界の社会経済に大きな被害をもたらし、国内の観光分野において旅行の自粛やキャンセルが多発するなど、国内外はもとより北海道の観光を取り巻く環境は大変厳しい年となりました。そのため、当施設の入館状況は前年対比92.7%、1万4,612名の減少となり、純売上高においても前年対比92.4%、1,626万2,998円の減少と、前年を大きく落とし込むこととなりました。

また、この震災により発生した津波は、本町の水産資源であるカキ養殖施設やアサリ島に大変な被害と影響を及ぼし、繁忙期にはカキの品不足が発生するなど流通に大きな支障が生じ、平成23年度の殻つきカキの平均仕入れ価格は前年対比31.9円高騰し、1個当たりの平均単価は117.2円と過去にない高値での仕入れとなり、売上利益を落とし込む大きな要因となりました。

一方、営業面では震災後いち早く、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会の指導による安心安全な北海道北太平洋シーサイドラインのプロモーション誘致と、これまで東北地方で実施されていた札幌市内の中学校の修学旅行の道東誘致促進、また、マスコット・イメージキャラクター「オーイ★スター君」の考案や緑地に開設した「ミニドック・ラン」、飲食部門での「かきぶた合戦丼」の宣伝の強化活動、さらには平成24年度以降の各旅行業者への旅行客誘致活動に積極的に取り組みました。

また、2012年の旅行雑誌「北海道じゃらん」による道の駅満足度調査グルメ部門では、昨年に引き続き1位に輝きV2を達成するなど、大変苦しい時期ではありましたが、次年度へ引き継ぐ起爆剤的要素をつくることができました。

以上が総括事項であります。

次に、総務事項についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況のほか、株式の状況や役員、従業員数の状況など、内容は記載のとおりであります。

次に、4ページの月別入館者状況であります。

月別の入館者の推移は記載のとおりであります。年度間合計数では、一般入館者が18万1,502人、旅行業者関係の入館者が4,846人で、合わせて18万6,348人の入り込み者総数で、前期との比較では92.73%となっております。

次に、5ページからは決算報告書についてであります。

6ページをごらん願います。

まず、貸借対照表であります。資産の部では、流動資産は6,045万5,565円、固定資産は68万6,719円、資産合計では6,114万2,284円であり、前期との比較において、4.8%の減となっております。

負債の部では、流動負債が1,425万4,235円で、前期との比較では32.3%の増であります。

固定負債については、前期同様ありません。

純資産の部では、株式資本の額が4,688万8,049円で、前期との比較で12.2%の減となっております。

利益剰余金は、マイナスとなっていることから欠損金となりますが、1,811万1,951円となり、前期との比較では56.6%の増加となっております。

次に、7ページは財産目録であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをごらん願います。

損益計算書であります。

売上高科目のうち純売上高は1億9,869万6,185円で、前期との対比では7.6%の減であり、これに指定管理費等収入を加えた売上高は2億2,312万7,375円となり、この前期との対比では6.8%の減となっております。

売上原価は1億1,160万1,499円で、前期との対比では3.9%の減であり、売上利益においては1億1,152万5,876円、前期との比較では9.6%の減となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は1億2,047万7,720円で、次の9ページにその内容を示しておりますが、これを前期と対比しますと、1.1%の減となっております。

この結果、営業利益は、マイナスの895万1,844円となっております。

これに営業外収益の261万3,766円を加えた経常利益についてもマイナスの633万8,078円となり、この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益はマイナスの654万4,078円となり、実質的には当期の純損失となっております。

この損失処理につきましては13ページにお示ししておりますが、前期までの繰越損失と合わせ、当期末処理となる1,811万1,951円が次期繰越損失として処理されております。

戻りまして、10ページは、株主資本等変動計算書であります。

当期純利益のマイナス654万4,078円により、純資産合計の当期末残高は4,688万8,049円となっております。

11ページは、個別注記表であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは、監査報告書であります。

次に、14ページですが、部門別収支決算書であります。

一番下の行には、それぞれ部門ごとの経常利益の額が記載されており、これを前期との比較で口頭で申し上げますと、総務部門で2.3%の改善、レストラン部門で37.2%の減、魚介市場部門で77.2%の減、喫茶部門で29.4%の減、展示販売部門で14.8%の減となっております。

15ページからは、平成24年度、第20期の営業活動計画についてであります。

16ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度の営業活動計画でございます。

営業の概要について読み上げます。

東日本大震災からの復興の兆しの中、迎えた平成24年度は、若干であります。旅行動向に回復の傾向が見受けられます。当地域においては、映画ロケ地訪問マップ作製による誘客促進、7月からの北海道デスティネーションキャンペーン（JR花咲線、釧路根室間の特別列車「快速北太平洋花と湿原号」・浜中厚岸間のツインクルバス）と、「ルパン三世」ラッピング列車の運行など、起爆剂的要素が多い年と見込まれます。

また、道東道の夕張占冠間の開通により道央圏からのマイカーによる個人旅行者の増も期待されることから、インターネット及び情報誌などへの話題の提供に努め、さらには近隣地域の観光施設との広域連携を推進し、利用者の増加と話題のある活気に満ちた施設づくりを目指します。

さらに、近隣地域と連携した各旅行業者への着地型観光の営業推進を果たし、安定した団体客の誘致促進に努め、地域への誘客と特産品販売の拡大を目指しますとしております。

その上で、当期の計画では、11項目にわたる実施事業を掲げて、取り組む方針を記載しております。

まず、1として社員の意識改革、2として町民利用の拡大、3として修学旅行誘致の強化、17ページに移りまして、4として観光誘客宣伝事業、5として施設管理の強化、6として総合観光案内所の充実、7として道の駅連携と物産交流プロジェクト、8として催事物産販売プロジェクト、9としてご当地グルメ事業の推進、10としてキャラクター効果の充実、最後に、11として防災拠点に対する危機管理の強化という内容のものとなっております。

詳細については、それぞれ記載のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、19ページは、平成24年度、第20期の部門別収支計画書であります。

当期についても、カキを初めとした仕入れ価格の軽減などによる原価率の抑制を見込むとともに、ここ数年取り組んできた旅行業者へのプロモーション活動などによる誘客効果もあらわれてきていることから、これまでの実績を踏まえ、各部門ごとの計画の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の11.5%増となる2億2,150万円を見込み、売上原価では1億2,138万7,500円、売上利益としては1億2,495万2,835円、前期実績との対比では12.0%の増と見込んでおります。

また、できるだけ経費の圧縮を図る内容での積算により、経費合計では、前期実績との比較で3.0%増の1億2,406万円を見込んで計上しております。

この結果、当期の経常利益は349万2,835円を見込む計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明ですが、このほか、お手元には、補足資料としまして収支決算状況推移の表をお配りしておりますので、参考としてください。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 まず、経営状況説明書なんですけれども、やはりお願いしたいのが、平成23年度の収支決算というのが出ているのですけれども、平成23年度の当初の予定に対しての何%かというものがもっとわかるような表というものも、やはり欲しいかな、達成率がわかるようなものをつけていただきたいなというふうに思います。

それと、あと、平成23年度の決算については、昨年の特異的な条件のもとで、大変経営的にも厳しい環境にあったというのは重々理解はします。ということで、これからの、平成24年度の事業計画というものが大事になってくるのではないのかなというふうに思うのです。

そうしたときに、今期の事業計画というものが過去5年間よりも上回る売上高を計画していると思うのですけれども、この達成見込みというものが先ほど言われたものの中でできるのか。例えば今現在、4月、5月、6月というふうにされていますけれども、この4月、5月、6月だけを見ても、6月はまだ中間ですけれども、少なくとも4月、5月だけを見ても、過去5年間にも上回るような売り上げというものを見せているのかどうなのかというものもちょっと教えていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

まず、1点目の平成23年度、これは収支決算報告になりますが、資料のつくり方ということにもなろうかと思えます。それで、議員おっしゃるのは、毎年、経営状況報告の中で、昨年の報告の中で、平成23年度の収支の計画があったわけですから、それとの対比というような資料のつくり方をということでございますので、それについてはちょっと検討させていただきたいと思えます。

それと、平成24年度の事業計画において、過去5年間の中でも一番売り上げを見込んでいるという状況だということでございます。この達成の見込みはどうなんだろうかなということですよ。

実は、議員言われたとおり、まだ6月については数字はつかめておりませんが、4月、5月の状況で申し上げますと、平成19年度から平成24年度、この5月までで、4月、5月ともに大幅に上回っているということでございます。

ちなみに、数字で申し上げますと、4月につきましては、これは、差額を申し上げますのはあれですが、昨年度対比でいきますと、4月は売り上げで597万5,000円ほど上回っております。5月は717万円ほど昨年から上回っているということでございまして、この4月、5月だけでも1,300万円ほど売り上げで上回っているという状況になっております。

ですから、これは、これからの状況、今のいい波に乗っていけるように、株式会社味覚ターミナルのほうも取り組んでいくわけでございますが、甘んじることなく、こういった状況で一年間推移できるように頑張っていくということでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 わかりました。何とか4月、5月の状況というものを、これからの残り10カ月間は維持しながら、この事業計画を達成できるように、やはり町としてもしっかりと、情報提供とか、また、広域観光の連携とかも含めてやっていってもらえたらいいのかなというふうに思います。

あと、やはりそういった中で、今までこつこつと少しずつ借金を返してはきたのですよね。途中1,000万円増額とかというものもあったのですが、そういった中でも少しずつ返していったというのが、去年の特殊要因の中で一気に赤字になってしまったといった中では、当然、これが2年もやはり続くような状態、解消できないとなれば、やはりこれは経営的なものがどうなのかというような指摘にもならざるを得なくなると思いますので、やはり先ほども言いましたとおりに、何とか事業計画というものを達成した中で、しっかりと黒字を確保できるようにしていってもらいたいと思うのですが、再度その点について、意気込みというか、そういうものを答えていただければと思います。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えいたします。

町の連携ということでございます。

先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、味覚ターミナルだけでは、当然、厚岸町に来られるお客様をどんどん増やすという手だてはかない切れるわけではございませんので、そういった意味では、釧路町、厚岸町、浜中町、3町の広域推進協議会、こちらを含めて、いろいろなプロモーション事業等を行ってきております。そういったものも継続させていただきながら今年度もやっていこうということを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、昨年のような震災の影響をもろに受けたということで、大きな赤字を出してしまったということでございます。ただ、こういった状況が平成24年度も続くことのないように、株式会社味覚ターミナルとも協力しながら、情報を密接にしながら取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(な し)

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（音喜多議員） 日程第13、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は、答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし、合図をいたします。

初めに、9番、南谷議員の一般質問を行います。

9番、南谷議員。

- 南谷議員 第2回定例会開催に当たりまして、第1種床潭漁港整備について質問をいたします。

本町の基幹産業の漁業、漁港は、漁業者にとりまして城であり、砦であります。

6月2日、厚岸漁港門静副港供用式が盛会に挙行されました。門静、苫多の皆さんはもちろん、厚岸漁業協同組合の関係者の皆さん、本当にお喜びいかばかりかと思う次第でございます。心からお喜びを申し上げます。

若狭町長を初め理事者の皆さんのこれまでのご努力に対しまして、改めて敬意を表する次第でございます。

門静副港が活用でき、浜の皆さん、大幅な作業労力の軽減になりました。棹前昆布が2日間操業されましたが、その後、現地に行ってみますと、本当に便利で助かると、感謝の声いっぱいございました。

しかしながら、一方、床潭漁港でございますが、皆さんご承知のとおり、床潭漁港の東側、丘から2本、突堤が太平洋のほうに突き出ております。そのうち南防波堤先端の標識灯、赤灯と俗称言うんですけれども、この電源がバッテリー充電式のために、年に一度や二度、三度と、球切れやバッテリー充電切れで、突如として標識灯が効力を発揮できず、航行船舶が危険にさらされております。

この場所は、幅、近いところで28メートル、35メートルと、本当に2カ所の狭い航路で、全部で6基の標識灯が設置されております。そのうち一つだけバッテリー式であります。バッテリー式であるがために、いつも点灯している標識灯が突如として予告なしに消えるものが時々あります。ですから、航行する船頭さんにとりまして、あるべきものがない、非常に危険な状態に陥っております。私は早期改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、床潭漁港は、東西にそれぞれ間口が2カ所あります。特に東側は、ただいま申しましたように、静穏度確保のため消破堤の設置や、波殺しのためにある程度突き出ている部分なども間口のほうに2カ所出ており、非常に狭くなっております。床潭は、非常に霧の発生も多く、夜間航行する漁船にとりまして、ライトで反射するような反射板など、また、蛍光塗料を塗るなどして、夜通る船がライトで察知できるような蛍光塗料を塗ってはどうかと。安全航行が図られるように考えてはいかがでしょうか。

3点目でございます。床潭漁港の整備計画はどのようになっておられるのかお尋ねし、1回目の質問といたします。

- 議長（音喜多議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 9番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

第1種床潭漁港整備について。

初めに、床潭漁港東側、南防波堤先端の標識灯、赤の電源が、バッテリー充電式のため、年に一、二度、球切れやバッテリー充電切れで、標識灯が効力を発せず、航行船舶が危険にさらされており、早期改善が必要と考えますが、いかがですかについてであります。現在、床潭漁港には、航行の安全を確保するため、防波堤と沖合の外防波堤に、北海道が赤色、緑色合わせて7個の航路標識灯を設置しているほか、釧路海上保安部が灯台1基を設置しております。

航路標識灯7個のうち6個については、球切れの少ないLED電球かつ充電切れの心配がない太陽電池式となっておりますが、ご質問の南防波堤の標識灯については、従来型の白熱電球かつバッテリー式であるため、年間で一、二回程度、球切れやバッテリーの充電切れが起きて、交換までの間、一時的に消灯した状態となります。

こうしたことから、一時的な消灯をなくし、安全航行を確保するため、昨年度から漁港の整備と維持管理を協議する漁港行政推進現地連絡会議において、LED電球と太陽電池式への取り替えを要望しているところであります。

次に、東西各岸壁先端に反射板か蛍光塗料を塗ることにより安全航行が図られると考えますが、いかがですかについてであります。床潭漁港の東側間口は、一番狭い箇所約28メートル、西側の間口は約38メートルとなっており、ここ数年、衝突事故などの報告は受けておりませんが、夜間の航行や濃霧時の航行には注意が必要な状況にあります。

ご提案の反射板は、現在、釧路管内の漁港のうち、北海道が昆布森漁港に1カ所設置しておりますが、蛍光塗料を塗布した漁港はありません。

また、北海道からは、既に床潭漁港には航行の安全確保に必要な航路標識灯を設置しているため、いずれの整備も優先度は非常に低いとの見解を受けているところであります。

次に、今後の整備計画はどのようになっていますかについてであります。床潭漁港の整備については、既に平成20年度で計画が完了しております。しかし、現在、懸案事項として残っているのが漁港西側出入り口外側への外防波堤の整備と南防波堤の擁壁の撤去であります。

外防波堤の整備については、特に秋になると西風が強くと吹くことで波の侵入が激しくなり、係船できない状況になるとして以前から要望が上がっておりましたが、地元ホッキ漁業班の合意が得られていなかったため、当初の整備計画に登載することができませんでした。

その後、平成20年に床潭海岸保全期成会から、ホッキ漁業班との調整が整ったので、正式に外防波堤の整備を要望したいとの申し出を受け、それ以降、町としては、機会あるごとに北海道へ要望してまいりましたが、外防波堤の整備は事業費が大きく、費用対効果も問われるとのことから、いまだ事業化に至っていないのが実情であります。

また、南防波堤の擁壁の撤去については、係船岸壁としての利用の拡大が図られるとして要望してきておりますが、既存の係船岸壁の延長が利用漁船に対して十分な余裕があるため、その必要性が認められないとの回答を受けている状況であります。

このことから、現在はいずれも困難な状況にあると言えますが、床潭漁港が有効利用

されるためには、外防波堤は必要不可欠な施設でありますので、当面は外防波堤の整備を主に、今後もねばり強く北海道への要望活動を続けてまいります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 まず、1点目からお尋ねをさせていただきます。

取り替えの要望をなさっておられるというご答弁でございましたが、今後の見通しはいかがなものでしょうか。ぜひ、浜とすれば、やはり、町が事業主体ではないわけでございますから、このような答弁になろうかなという気はするのですけれども、要望してあるということでありましてというご答弁ですと、いかがなものかなと。しっかりと振興局なり要望活動を努めてまいりたいと、このように取り組むべきではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） ソーラー化と、それからLED化ということで、振興局のほうには、その必要性については十分理解をいただいております。ですので、去年も、予算の中で何とかしたいというようなお話もいただいておりますけれども、最終的には予算が確保できなくてだめな状況になりました。

今の段階では、釧路管内で10カ所くらいの要望を受けているようでございます。ですので、その中で何番目に整備をしていただけるのかなということになろうかと思っておりますけれども、引き続き強く要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 1点目につきましては、他の漁港との兼ね合いもあるのでしょうかけれども、厚岸町として不断の努力をしていくべきだと考えます。

2点目に参ります。

昆布森に1個設置してあるというんですけれども、やはりあの場所は、非常に霧も濃くて、昆布森の漁港以上に10トン未満船の漁船の出入りも多い。これらが刺し網漁業なんか、ツブ、カニも含めて夜間に出漁するケースが非常に多くありますし、夜の作業というんですか、これらの船が多く航行することを考えますと、やはり私は、大きな財源ではないんでしょうけれども、東西の間口に、せめて反射するような蛍光塗料か何か考えてもいいんでないのかなと、かように考えますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 昆布森漁港に設置しております反射板といいますのは、そ

このところには標識灯が設置されておられませんものですから、その代用というような形で地元が設置をしているというふうに聞いております。

効果が本当に、基本的には標識灯という形のものが、やっぱり、それなりな効力があると思います。霧のときですとか、本当に濃霧のときに、その反射板が本当に役立つのかという部分では、非常に疑問があるというふうに思います。振興局とお話ししても、そのような形の状況になります。ですので、基本的には標識灯をきちんとしたものにしていくというのがまず第一だというふうに思います。

それと、もう一つ、蛍光塗料でございますけれども、蛍光塗料につきましては、管内には実績がないということで、何かオホーツクのほうにあるということを知っているというふうに振興局のほうも言っておりますけれども、ただそれも、北海道として整備をしたものではなくて、地元がやったものということでございます。それも、ただ蛍光塗料を塗ればいいということではなくて、やっぱり下地処理をして、その上にきちんとしたそういうものを塗ると。それも、やはりすぐ効果をなくしてしまうということがあって、かなり頻繁に塗らないとだめだというようなことがあるそうでございます。ですので、本当に効果の面としてどうなのかというところは、もう少し検討する必要があるというふうに思いますので、そういったものを検討した上で北海道のほうとも相談していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 確かに、高価なものは今、表示灯があるわけでございますから、反射板が無理でも、蛍光塗料、今の時代でございますから、非常に突起が多いわけでございますし、夜間通るときにライトを照らすんですよね、港に入ってくるときに。そうすると、霧の濃いときでも岸壁のほうにちょっとでも反射するものがあれば、蛍光塗料でも十分、浜の皆さんは用を足すのではないのかと、こういうご意見もありますので、道のほうともいろいろと、新たな、今の時代でございますから、検討していただければなと考えます。

3点目にお尋ねをさせていただきます。

先ほどの説明ですと、床潭漁港、ある程度完成港に近づいてきているということで、答弁の中でも二つの指摘がございました。一つは、西側のほうの再利用というんですか、これらの防波堤の、ならして使う部分と、それから擁壁の撤去というのと、それから船置き確保のための西側のほうの消波潜堤の設置と、こういうことで、これらにつきましても、地元の皆さんや期成会、それから漁協としっかりと協議を重ねられて、早期実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

1点だけ、私からちょっと確認をさせていただきたいなと思うんですが、先般、この関係で床潭に調査に行っているときに、床潭の埠頭の両サイド斜路の先端部分、係船柱が1.5メートルくらい落ち込んでいるのです、1メートル四方ぐらいの。中をのぞいてみましたら、1メートル50から2メートルぐらい陥没をしております、先端部分。浜の人に聞きましたら、何か来年あたりの工事になるのではないのかなというように話をされておりました。私も行って、今、危険地帯ということで通行止めにはなっているのですけれども、あの穴をのぞいてみましたら、全く空洞なんですよ。漁港整備計画の中で、

これらについては単純に、その穴を埋めればいいというレベルのものではなくて、あの上になると、果たしてあそこだけの部分なのか、調査も必要だし、相当大きな財源が本当に必要となるんでしょうけれども、これらのまず実態についてお伺いをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 今ご指摘の場所につきましては、マイナス2メートル物揚げ場というふうに呼んでおります。この物揚げ場でございますけれども、5月の末、28日になりまして、地元の漁業者の方から漁業協同組合を通して、係船柱、ロープを縛る柱ですけれども、それが陥没しているという連絡を受けまして、すぐ現地を確認させていただきました。それで、落ちているという状況なものですから、これは使えないと。それから、中がどうなっているかわからないということで、すぐそこを通行止めにする措置をとった上で、振興局と、それから釧路建設管理部のほうに連絡をさせていただきました。

それで、私どもとしましては、当初、係船柱が陥没しているという部分で、その補修で済むのかなというふうには思っておりまして、それを、昆布漁も始まりますので、何とか早目の補修をお願いしますということでいたんですが、振興局のほうと建設管理部のほうで調査をしましたところ、中のほうから土砂が吸い出しされていると。あその岸壁は、矢板が打ってありまして、その矢板の上にコンクリが乗っかっておりますけれども、その矢板の中に土砂が詰まっています、岸壁になっています。その矢板が、潜水調査をしましたら、穴があいているということで、その穴から土砂が吸い出しされて、中が空洞になって陥没をしたというような状況になっていることがわかりました。

それで、北海道としましては、これは維持補修の範囲ではなくて、北海道の単独事業で維持補修をするというレベルで対応はできないということの判断をしまして、その上で、今、水産供給基盤機能保全事業という、これは漁港の整備の事業とはまたちょっと違うのですが、機能をずっと保全をしていくという意味で、維持補修をするための事業でございますけれども、これも公共事業でございます。この事業の対象にしたいということで、現在、水産庁のほうと協議をしているという状況です。

まだその結果は来ておりませんが、北海道としましては急ぎますので、何とかとし詳細な調査をやって、設計をやって、来年工事の実施というふうにやっていきたいというふうに考えているということでございますけれども、いずれにしても水産庁との協議次第という状況でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 課長なり、一生懸命頑張っておられると思うのですがけれども、間もなく昆布の本操業も始まります。当然、あの一角は使えないんですよね、荷揚げに。

私は、相手が国、道なりをお願いをしていかなければならない部分もあろうかと存じますし、来年の計画ということなんでしょうけれども、やはり、早期に対応できるぐら

いの意気込みで取り組んでいただかなければ、浜に迷惑もかかるし漁業の生産に支障を来すわけですから、何ら手を打っていくべきだと考えますが、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 公共事業の事業化ということになりますと、どうしても水産庁との協議でもって進めていくということになりますので、その点については何とか北海道に頑張ってもらって、来年に向けての実施ということをお願いをしております。

それで、北海道のほうでは、今の状況が、そのままにしておきますと、どんどん拡大をしていくというおそれがあります。ですので、それを拡大をしないようにするために、何らかの、前側に矢板を打って土砂を詰めるか、あるいは、何とか穴をふさいで詰めるか、その辺はもう少し検討が必要だと思いますけれども、そういったことで陥没の拡大を防ぐというような応急対応をした上で、今、先端側が使えない状況にしておりますけれども、根本側は何とか使えるような状況になっています。拡大しますと根本側まで、どこまで行くかわからなくなってしまうので、その辺についてはできるだけ応急措置をして、使える場所を確保してやるように、振興局、それから建設管理部のほうも現地でいろいろ検討をしていただいているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 肅々予算計上してやってもらいますよというような僕はニュアンスにとれるものですから、あえて手を挙げさせてもらっているんですけども、これは、やっぱり私は、浜の人にとっては地震とか災害と同じようなレベルだと思うんですよ。今だって、あの上に間違っただ車が上がったら落ちるかもしれないですよ。そういう状況になっていて、来年度予算要求していきますよなんていうレベルでは、私は浜は納得してくれないと思うんですよ。やはり、結果として、昆布時期ですから、工事にも支障を来せないから来年になるかもしれません。最大限、やっぱりしっかり取り組んでいくべきだと考えますが、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 早くやってもらいたいというのは私も同じ気持ちでございます。

実は、今の場所のほかに、同じ時期に、同じ構造のものがあります。それは、今のところの右手のほうの防波堤なんですけれども、それも同じ構造だということで、それについても検討が必要だということになっています。

いずれにしても、それらの整備のためには、きちっとした調査をして、その上で対応を考えないといけないということがございますので、調査費については何とかことし早急につけて、それらの検討をして来年の工事に向けるというようなことをごさ

すので、そこについてはそういった形で一生懸命頑張っていたいただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、3回目でございますのでお答えをさせていただきたいと思ひますが、床潭漁港の整備につきましては、私も重点課題として取り組んでいるつもりでございます。特に外防波堤につきましては、設置は必要だという質問者との認識は同じでございます。

そういう中で、平成25年度、来年度を初年度とする漁港漁場整備長期計画にぜひ登載していただくと同時に、早期整備になるように努力をさせていただきたい、そのように考へているところであります。

それと、陥没の件なんですけど、厳しい指摘があったわけでありまして。現地も十分に承知をいたし、産業振興課長を含め、何とか安全を確保しながら早期に復旧できないか、今考へているところでございます。しかしながら、今、担当課長からもご指摘もありましたとおひ、同じような課題があり得るのではなかろうかという地点も出てきたわけでありまして。そういう中で、それも含めて早期に整備できるように、今要望いたしてありますので、この点、ご理解を賜りたいと同時に、地元の要望にこたえてまいりたいと思ひておりますので、よろしくおひを申し上げたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

それでは、9番、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、12番、室崎議員の一般質問を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 さきに提出いたしました一般質問通告書に従ひまして、ご質問申し上げます。

2点ござひまして、1点は防災対策についてであります。

(1)といたしまして、厚岸町地域防災計画、厚岸町地震・津波防災対策アクションプログラム、これらについては、さきの議会でもお聞きしたんですが、北海道が示す津波の災害予想の数値いかんによっては抜本的な見直ししないし大きな修正が必要だというお話を聞いてあります。

ところが、道のこの予想数値の発表が、年度内が4月になって、4月が5月になって、5月が6月になって、いまだに出ないということで、これは厚岸町のみならず各関連する市町村みんな苦慮しているところだと聞いてあります。そういう中での現状について、お聞かせをいただきたい。

2点目は、沿岸地区の自治会を中心にして、各自治会において、あるいは各地域において、自主防災組織をつくるように要請しているという話も伺っておりますが、どのような内容のものをどのような形で決めるように要請しているのか、この内容についてもお聞かせをいただきたい。

これが1点目であります。

2点目は、交通事故対策についてであります。

児童生徒を輪禍、交通事故から守るために、どのような対策が実行され、どのような効果を上げているか、これについて明確にしていきたい。

以上が1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の防災対策について。

初めに、厚岸町地域防災計画、厚岸町地震・津波防災対策アクションプログラムは、北海道の示す津波の最大予想の数値いかんによって、抜本の見直ししないし大きな修正が必要と聞いている。道の予想数値の発表が大幅に遅れていると聞くが、現状はどうかについてであります。北海道からの報告では、現在、委託業者が大型コンピューターでの作業を行っているところであり、7月の完成を目指しているとのこととあります。

また、周知の時期などについては、津波シミュレーションと津波浸水予測図を公表した後、速やかに沿岸市町村に配布、周知をするとともに、振興局ごとに説明会を実施してまいりたいとのこととあります。

そして、町としても危惧していた津波シミュレーションが、津波の高さ、遡上高、浸水深のいずれで示されるかについては、いずれも公表する予定であるとのこととあります。

なお、この時期まで周知が遅れた理由については、ワーキンググループにおいて、3月31日の南海トラフの巨大地震に伴う津波高の公表、さらには4月18日の首都直下型地震に関する被害想定などが相次いで公表されたことを踏まえ、より現実的な断層モデルをさらに検討することにより津波浸水予測に対する精度を高め、信頼性を高めることになるのではないかと結論に至り、この検討に時間を要することから、地震専門委員会への報告が見送られたため、公表が遅れたとのこととあります。

次に、沿岸地区の自治会を中心に、各自治会において自主防災組織をつくるよう要請していると聞くが、どのような内容のものをどのような形で決めるよう要請しているのかについてであります。厚岸町では、昨年より自主防災組織が設立されていない沿岸地区の自治会を中心に、その設立についてお願いしてきましたが、これを進めていく中で、組織の設立方法、地域の実情、組織の規模等に関することなどさまざまな課題が出てまいりました。

そこで、今年度は、厚岸町版自主防災活動マニュアルを作成し、4月27日に自主防災組織の設立などに関する説明会を開催し、改めてその組織化についてお願いをしたところとあります。

この説明会で配布した自主防災活動マニュアルは、自主防災組織の意義、必要性のほか、継続的な組織運営を行うために必要と考えられる事項、コミュニティ活動を基本とした自主防災活動の方法など、自主防災組織にかかわる一般的な取り組み方を提示した内容となっております。

また、説明会では、組織の設立や運営方法などに関する質問がありましたが、町とし

ては、あくまでも地域の実情に合った活動と有事の際に組織としての活動が行えるよう、話し合いと創意工夫を重ねながら取り組んでいただきたいということと、実際の組織の設立、計画の作成などに当たっては、町としても積極的に協力させていただきたいということをお願いしたところであります。

自主防災組織の設立と運営については、あくまでその地域が主体となって考えていただくことが必要と考えますし、どのような内容のものをどのような形で決めていくのかの判断も、その組織で行っていただくことが必要と考えております。

しかしながら、組織を設立しても、住民の皆さんの協力を得ながら実際に実働化に向けた取り組みを進めていくことは、本当に大変なことだと認識しております。

今後、町としてもさまざまな先進地事例などを研究しながら、さらには自治会の皆さんの意見をお聞きしながら、自治会の皆さんと一緒に組織の実働化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2点目の交通事故対策については、教育長から答弁がございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、2点目の交通事故対策についてお答えいたします。

児童生徒を輪禍から守るために、どのような対策が実行され、どのような効果を上げているかについてですが、児童生徒に対する交通事故対策に関しましては、学校及び町、警察、保護者や地域による安全教育、安全指導や見守りを通じて、その安全性を図っているところであります。

町と警察にあっては、定期的な指導強化期間や、必要に応じて交通指導員による街頭指導やパトロールを実施しているほか、昨年からは自転車に絞った街頭指導も行っています。

学校においては、学校安全計画に基づく交通指導として、保護者との連携体制のもと、定期的に登下校における街頭指導を実施するとともに、交通安全を中心とした通学路の点検等の取り組みを行ってきております。

また、町及び警察と連携した交通安全教室を開催し、児童生徒へ交通ルール遵守の徹底を図っているところであります。

このような中、本年4月23日に京都府において、同27日には千葉県及び愛知県において、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が相次いで起こりました。

このことにより、文部科学省から、地方公共団体、学校、警察、道路管理者など関係機関連携共同して、学校の通学路の安全点検や安全確保を図る旨の依頼があったところであります。

これを受け、道教委から学校の通学路の安全点検等に関する調査が行われ、本町においても、各学校で改めて確認を行いました。その結果については、二、三の改善要望事項もあることから、警察や道路管理者、さらには地域ともその改善策を協議することとしています。

また、地域と共同してその対策を講じている学校もあり、今後とも継続した安全確保

に努めてまいりたいと考えております。

どのような効果を上げているかにつきましては、ここ二、三年の児童生徒に関する交通事故件数から見て一定の効果が考えられますが、一連の取り組みがはっきりとした効果として認識できる状況にないのも事実であります。

ただ、児童生徒への安全教育は、将来につながる安全意識・能力の基盤を培うものであり、長期にわたる教育の継続によって、子供たちに安全に関する考え方を定着させる効果とともに、将来の子供たちの安全を見守る人材の育成につながるものと考えているところであります。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 まず、1問目の1点目から申し上げますが、道が遅れている実情というのは、縷縷説明をいただいてわかりました。しかし、町民が知りたいのは、そういう中で厚岸町はどうなっているのかということなんです。だから私は、道の現状はどうかとは質問は書いておりません。現状はどうかと書いておいたんです。

それはどういうことかといいますと、新聞報道などでは、もう倍以上になるんじゃないかと。今までの試算は、確か末広海岸で遡上高が10メートルちょっと、それから、湾内では4メートルちょっとというぐらいなものですよね。10センチ単位まで言う意味はないと思いますけれども。

それで、これが、今、巷間に伝えられるように、倍の数値になったらどうなるかと、あるいは4倍の数値になったらどうなるかというようなシミュレーションというんですか、一つの予想を出して、概括的にでもいいから地域防災計画や、あるいはアクションプログラムや、そういうようなものが、こういうふうに変えていかなければならない、検討を今ここのまでやっているんだというようなものが、町民の目から見ると何も見えてこないんですよ。せめて議会にはその程度のことは教えていただきたい。いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをいたします。

まず、4月20日に新聞報道等で、北海道が一度シミュレーションを示しました。このときには、厚岸町は最高、末広で31.4メートル、白浜、若竹で約12.5メートル程度というふうに記憶しております。白浜、若竹に関しては、これまでの3倍、末広に関してもこれまでの3倍と、約2倍から3倍程度の数値が示されたところであります。

今現在、北海道では、これらをもう一度、新たなデータ等をもとに作業中だということをお聞きしておりますけれども、それほど変わらないのではないかとという予測も私どもではしているところでございます。

町として、地域防災計画、またアクションプログラムの見直しということをして今後行わなければならないんですけれども、まずアクションプログラム、この中で示しております

す町が行わなければならない防災対策、これについては、行う事項については変わらないだろうということで考えております。ただ、それを想定した場合の前文の部分での変更は当然必要になってくると。

地域防災計画に関しては、北海道がこのたび見直しをしたそうでございます。ただ、中身を見てみますと、国から示された防災に対する新たな考え方の導入ということで、災害時の被害を最小化する減災の考え方が基本であるということ、それと、二つのレベルの津波想定と対策を行うべきということの新たな指針が出されたようであります。これは、国が示した指針に基づいて行ったものであるということでお聞きしておりますが、中身自体は、実を言うと、今回の北海道の地域防災計画の修正については、平成18年以降一度も北海道が、新たな、千島沖ですとか、これらが示されたんですけども、この修正を行ってこなかったということで、このたびの3.11の東日本大震災を踏まえての修正にはなっていないということがわかりました。

厚岸町につきましては、とりあえず千島海溝等の、地震を想定した地域防災計画の修正は行っておりますが、新たな3.11を受けての地域防災計画の修正部分、これについてはまだ、実を言うと示されていないというのが現状でございます。地域防災計画の修正についてはもう少しお時間をいただきたいということでございます。

これまで取り組みが見えないというご指摘でございますけれども、これらソフト部分に関しては、取り組みが見えないと言われても仕方がない部分ではあるかと思いますが、今回のそれぞれの備蓄品の購入であるとか、避難階段の設置であるとか、これらについては早期の完了に向けて取り組んでいるところでございまして、この辺についてはご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 地域防災計画についても、もう去年の3月以降のときに、私、議会で指摘したんですけど、担当職員がちゃんと理解していないでしょう。避難場所なんていうのは3種類あるんだけど、その区別すらつかないんだ。そういうようなもので、しかも今これから見直ししなきゃなりませんと言ってるんですよ。

道のほうがえらい遅れているのはわかっています。だから道はどうでもいいとは言いませんけれども、やっぱり、こっちはこっちで準備しておく必要があると思うんですよ。ここんところに遡上高や浸水深まで出すというふうに言っていますね。津波の高さといったら、あと二つあって、波高と、それから遡上高ですか、そういうような具体的な形をもって、今までは津波の高さが何メートルですというような報道しかないから、みんな勝手に思っちゃうんですよ。浸水深が10メートルというのと遡上高10メートルというのは全く違いますからね。だから、そういうことを含めて、やはり町は町としてのシミュレーションを行って、カードを何枚か持っていて、出たらすぐそれに一番適合したカードを入れるぐらいの、やっぱりことをやっつけていかなきゃなんないですよ。

けさも地震ありましたよね。それは内地のほうでしたから、こっちは本当にびしっといった程度で終わりましたが、いつ来るかわかんないという不安感は、町民みんな持っているんですよ。いざ地震が来た、津波が来た、津波さん済みません、まだ道のほうで

数字出ていないもんですから厚岸町もつukれないんです、ちょっと待ってくださいといって、津波がそうかそうかと待ってくれるんならゆっくりやってください。そんなもんじゃないでしょう。そういうことです。

それで、2点目に行きますが、まずお聞きしたいのは、自主防災活動マニュアルというのを出していただいて、きょうの審議の合間合間にちょっと読んでいたんですが、非常によくできていますね。これ、今回も聞くところ、4月の末にはもうできてたんですね。

防災に関しては、昨年の3月以降、毎回、議会が開かれるごとに議員さん何人かから質問が出て、論議されてます。そのいわば基本となるものの一つが4月につくられていたんですね。これ、きょうのきょうまで議会には配らなかったという理由をちょっと教えていただきたいんですが。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、初めの部分、自主防災組織を除いた部分についてお答えをさせていただきます。

町としても、防災対策については喫緊の課題であるということは十分に認識しておりますし、今年度の政策の中でも重要な課題として一番に取り上げている部分でございます。

まだまだ、議員ご指摘のとおり、私どもの勉強不足もございます。他の市町村の例、他の市町村と協議をしながら、今後、ソフト部分も含めて、対策に万全を期していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） マニュアルを議会に示さなかった理由でございますけれども、このマニュアル、4月27日の説明会に向けて調整しておりますして、実は4月27日ぎりぎりまでちょっと調整をさせていただいております。説明会の後でもいいので、本来であれば、議会にこのような形で説明会を行っている、こういう旨報告すべきだったと今深く反省をしているところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 指摘されてから反省する必要ないですから、反省しないようにやってください、物事は。特に防災ですから。

それでお聞きするんですが、これを見ると、非常にいいことが書いています。本当にこのとおりに進んでいったら大したものだなと思うようないいことが書いています。これを見ていると、地域で、これは自治会だけじゃないでしょう。自治会に入っていない人もいますからね。そういうものも巻き込んだ地域でということなんでしょうね。それで、いざというときには助け合ってというようなこともどこかに書いていましたよね。

ところが、全く違う話を町は、同時並行的に町民に流しているんですよ。これは、平成24年3月の広報あつけしです。ここでは、「津波てんでんこ」という話を出しているんです。とにかく、とるものもとりあえず、肉親にも構わず、各自てんでんばらばらに1人で逃げろ。そうでなきゃ助からんぞと。これ「津波てんでんこ」というもんだ。これは相当に、現地の人たちのほうからの話を聞くと、いろんな声が聞こえてきまして、はっきり言って報道がいいかげんだという声も、私直接、現地のほうの人から聞いています。

それから、江戸時代の三陸大津波の話を今の社会にそのまま当てはめて足りるのかという話も聞いています。

それから、もっとすごいのは、この後なんです。釜石市のある中学校では、要するに、てんでんに逃げたから小学生だか中学生が助かったんだというふうにここでは結論づけていますが、こういうふうな報道もありました。これに対しては、確か3月議会のときに私、教育委員会というか、担当者から答弁できちんとした説明を受けていますが、そんなもんじゃないですよ。普段からマニュアルにとられるな。マニュアルではこの高さでいいよって言うてるけれども、状況を見て判断しろと。それから、逃げた子供たちは、上級生は下級生を、それから強い子供は弱い子供をかばいながら、助けながら、みんなして高いところに逃げて助かった。普段からそういう訓練をしていたんですね。いわゆる自分たちの判断というか、マニュアル何とか主義と言うんですね。要するに、マニュアルに書いているからいいんだというのではだめなんだということを普段から教えてたからこうなったんで、「津波てんでんこ」とか言って、ほかの人なんかどうでもいいから逃げろんだということを教えていたからみんな助かったんじゃないんだということを、地元の教育関係者は非常に歯噛みするような思いで、その報道に対して抗議しているんだが相手にしてもらえないという話も聞いていました。

これが片っ方で「広報あつけし」に出ているんですよ。

それから、避難訓練をやったときにも、とにかく高台へと言うんですね。これ、一緒にダブったらどうなりますか、聞いているほうは。ああ、要するに、ほかの人なんか構わなくていいんだと。おれは幸い走って高いところに逃げれるから、隣のうちがなんてことを言っていないで、とにかく逃げりゃいいんだと。こういうふうに受け取りますよね。そういう声も聞こえます。そんな中で片っ方では防災対策のための自主防災組織をつくってくれとって、できますか。やる気にならんでしょう。

それから、町のほうのそれじゃ、計画というのは、概要でもどうなってるの。いや、それは道から今来てから、よっこらしよと腰上げるんですと。何だ、何もないところでおれたちだけにつくれって言うのか。これは当然の反応ですよ。どう考えてるんですか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今、ご指摘ありました室崎議員の安全・安心な対策について、私も強く心打たれるものがございました。

まず、「てんでんこ」、逃げるが勝ちと、高台に逃げなさいというような思想についても、私も実は疑問点を持っているんです。といいますのは、確かにその思想というもの

も、考え方というものが命を助けたということも事実であります。しかし反面、人情的に考えて、仮に自分のうちに高齢者もいる、また障害者もいる、そういうときに、自分の親を、自分の子供を投げてまで自分は命を大切にするとということで、果たして逃げることができるのか、そういう考えも私は持っているんです。

しかし、私は、「てんでんこ」というのは健常者に通ずる言葉であろうと。やはり、地震が来たら直ちに、津波の前に高台に逃げる。これは最も大事なことなんです。それによって、3.11の大地震においても助けられた命、多々あります。

また、防災教育、先ほどご指摘がございました。普段の心がけが大事であります。それによって、命が98%助かったわけでありまして。

そういう日常の防災意識、また防災教育というものがいかに大事であるかということはいふまでもないと思っております。

そこで、厚岸町の防災計画、現在あります。しかし、これはあくまでも500年間隔地震を中心とした計画であります。しかし、北海道から4月20日に3.11を教訓とした新しい北海道における防災の計画が発表されるということであったわけでありまして、今いろいろお話がありましたとおり、諸情勢によって発表ができない。しからば、厚岸独自でそれを待たずして防災計画をつくれるのかといいますと、これは大変なことになります。やはり、我々といたしましては、北海道の発表をもって、厚岸町の安全・安心なまちづくりの防災計画をつくるのは当然であると。もちろんシミュレーションも大事なことでありますので、その点を考えているわけでありまして、北海道が遅れているということは、地域に本当に迷惑です。4月20日に発表するというものが今日まで遅れているわけでありまして、今のところは、先ほどの第1回目の答弁でいたしましたけれども、来月初旬ごろには発表されるのではなかろうかと思っているわけでありまして。

それから、自主防災組織なんです、実は私は、強くお願いしているんです、平成23年度の自治会の役員会においても、連合役員会においても。また、この前の平成24年度の連合役員会においても再度お願いいたしました。また、4月27日には、お話にありましたとおり、説明会まで開いたわけでありまして。

実際、厚岸町の実態といいますのは、33自治会あります。しかし、自治会というのは任意の加入でありますので、全員入っていないわけでありましてけれども、一応自治会を中心にいたしますと33、沿岸海域の自治会は25、そのうち自主防災組織をしているのが16なんです。せめて沿岸海域の自治会にはすべて自主防災組織をつくっていただきたい、強くお願いをいたしております。

なぜかといいますと、先ほど、また話が戻りますが、3.11のときも、やはり隣近所の声かけが命を救ったと。阪神・淡路もそうなんです。すべて隣人同士の助け合いというものが命を救ったということが実例としてあるわけでありまして、私といたしましては、自主防災組織の重要性というものを考えながら、町民にお願いをいたしているわけでありまして。

しかも、自主防災組織といいますのは、災害対策基本法で規定された地域住民による任意組織なんです。そういう点も考えますと、ぜひ私は、行政だけでは、やはり安全を守ることはできないと。住民ともども、すなわち自助、公助、共助等含めた考え方が重要であろうと、そのように考えているわけでありまして。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 大変いいお話を町長から聞かせていただきました。

それで、これがお話だけで終わらないように、現実にも動いていただきたい。それはさっきも言ったように、道が数値を出してから、初めて1から、あるいはゼロから立ち上げるんじゃないで、やっぱり、その準備作業というのはどんどん進めておく必要があるだろうという点は提案しておきます。

それから、「津波てんでんこ」というものは、町長の基本的理念ではないと今はっきりおっしゃったんだ。それならば、「広報あつけし」でこうものを流しているんですよ。それをやはりきちんと打ち消して、町長の考え方はそんなところにあるんじゃないということが町民にわかるようにすることが必要だと思います。誤解されていますよ。それで、その点についてもきちんとやっていただきたいと、そのように思います。

これは、私のほうから提言ですから、ごく簡単な答弁で結構です。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えいたします。

てんでんこは重要なことです。その精神は大事なことです。しかし、個々を考えますと、そういうこともあるということ、場合によってはです。ですから、てんでんこは、これはもう本当に大事なことです。これは、昔からの東北における言い伝えになっているわけです。ですから、その考え方は常に大事なことであるけれども、しかしながら、場合によってはこういうこともありますよということを私は訴えたかったんです。そういう点、ご理解いただければと思っています。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 というような話が町民にわかるようにしていただきたいということです。

それで、2問目に移ります。

児童生徒を輪禍から守るためにというふうに申し上げたところ、今の答弁を聞いていると、児童生徒に対する交通事故教育を行えば、児童生徒が交通事故に遭うことは100%防げるんだというふうにとれるような答弁でした。そういうことなんですか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） お答えさせていただきます。

ご質問者おっしゃる内容につきましてですけれども、私ども、これをやっているから100%なんてことは、本当に露程も思っておりません。交通事故に児童生徒が遭う部分につきましてはいろんな要因がございますし、対策についてもさまざまな対策が必要かというふうに考えてございますが、私どもが今現在まで進めてきている内容について述べ

させていただいたところでございますので、その他さまざまな対策は必要かと考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 児童生徒を交通事故から守るために、児童生徒に対する交通安全教育は行っているけど、ほかのところは何もやっていないんだと、だからやっていることだけ言ったんだと、こういうことですね、今の答弁はね。それじゃだめだと思うんですよ。だって、答弁の中でも文科省は言ってるでしょう。京都では、これは登校中の児童の列に車が突っ込んだんです。これは、登校中の子供たちが交通安全に対する注意を怠ったので起こった事故ですか。違うでしょう。でも、犠牲になったのは子供たちですよ。子供たちを、児童生徒を輪禍から守るためにどうするかと私は聞いているんですよ。

それで、児童生徒をと言うと教育委員会の専売特許になって、これ、保育所に通っている子供をと言うと福祉課の専売特許になって、何も制限つけないと総務課の専売特許になるんだったら、セクト主義も甚だしいということになりますよね。

それでお聞きしますが、二、三例を挙げながら、効果についても聞いていますので申し上げます。

まず、子供たちの交通安全教育に関してです。

横断歩道を渡る子供が、私、子供たちが待っているときは必ずとまることにしているんですよ。ぽんと飛び出てきたら避けられないですからね。そして、手招きして渡んなさいというようなことを言いますね。そうすると子供たちは、半分以上の子供はこっちにちゃんとあいさつします。今は随分あいさつがきちんとなってきたなと思って、これはうれしいんだけど、全速力で走り出す。横断歩道の向こう側に行くのにね。私、何回か窓をあけて走るなど言うんだけど、そんなもの聞こえませんよ。

それで、今回こういうことをあえて私が取り上げたのは、ちょうどぴかぴかの1年生というコマーシャルがありましたけど、4月に学校に入ります。環境ががらっと変わります。大体2カ月たって、今ごろという慣れてくるんですよ。いろんなことに慣れてくるんです。慣れてくるということは緩んでくるんです。こういうときに事故が起こりやすいんですよ。そういう狙いもあったんですけどね。横断歩道をそうやって走って渡る。これは、1回や2回じゃないです。

それから、今度は自転車の話も答弁の中でありましたけど、歩道走行をやってますよね。これ、歩道走行していい場所なのかどうか、それは私はわかりません。標識がないところでも、特にここは歩道走行を認めようというようなことも前にはやっているんだという、そういう対策の話もありましたから、そこは私はわかりません。ただ、こっちがぷらぷらと歩いてますと、脇を風を巻いてすごい勢いでもって自転車が通っていくんです。これ、お年寄りなんかでちょっと引っかけられたら、私は若いつもりで言ってるんですが、これは大げがしますよ。特に自転車が人を引っかけた死亡事故になったりした場合には悲惨ですよ。自動車と違って強制的な保険がありませんから。こういうのが相変わらず起きてます。車道走行の自転車も並列でもって走っていたりする子供たちをよく見かけます。効果は上がってるんですか。そういうことに関して、どういう、い

いわゆる効果の調査というのかな、各学校は意識を持ってやっているのでしょうか、それとも全くやっていないんですか。ただ意識として、交通ルールを守りましょうなんていうような指導を行って、それで終わりですか。このあたりをまず教えてください。端的にお願いします。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） まず、子供の横断歩道で例を出されてございますけれども、特に新入生、小学1年生の交通安全教室等につきましては、入りまして、4月の早い時期に、実は安全教室をすべての学校で開くようになってございますし、実施されてきているところでございますが、これが、実施状況はそうでございますが、現実にどうなのかということについてはまだまだ、質問者おっしゃるとおりの現実が見られるところでございます。

したがいまして、朝、特に登校時におけます通学街頭指導につきましては、町の交通指導員のご協力をいただく中で、保護者、それから先生についてもご指導をお願いしているところでございます。

それと、自転車についてでございますが、これは、正直申し上げまして、私、教育委員会で毎月のように校長会、教頭会がございまして、そのたびに実はお願いしている事項でございます。私自身も、毎日とはいきませんが自転車通勤しながら、常にやはり、1回来るたびに二、三回の指導をしなければならない状況は実は続いてございます。ただ、最近になりましてようやく、1回も声をかけなくてもいいような状況が、私の通勤経路だけでございますけれども見受けられてきているようになっております。

ですから、答弁の中にもありましたけども、すぐに安全になるかというようなことは難しいというふうに考えてございますが、地道に今の活動を続けていけば、何らかのやはり効果は間違いなく出てくるということを確認しながら、今続けているところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 すべてに言えることだと思うんですが、対策というのは、やはり効果の判定をして、そして、どこが足りないかというのを見て、また対策を行ってというふうに螺旋状に行かなきゃなんないもんですよね。そういう意味で、こういう児童生徒の交通安全対策、これはまさに命を守ることでありますから、それについての効果というものを、どのような形になるかというのは私もちょっと今、ここで提言できるようなものは持ち合わせておりませんが、やはり、現場の、各学校等検討しながら進めていただきたい、そのように思います。

それで、もう1点お聞きしますが、先ほど申し上げたように、子供たちがそういう指導を受けて、きちんとした交通法規に従って動けば、児童生徒が犠牲になる交通事故が皆無になるわけではないですよ。そうすると、そういう意味で文科省も通学路点検というのを言ったと思う。相当いろんなものが発見されてきているんじゃないかと思うん

です。それについては、何か資料として出せるようなものがまとまっておりますか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 資料としては、取りまとめの資料はございますけれども、まだまとまっている状況にはございませんけれども、多くは、積み残しといたしますか、毎年の点検の中で同じような要望が来て、なかなか実施自体が、特にハード面では難しいという状況の中で繰り越しているという内容が多ございます。ただ、新しく今回は出てきた部分もございますけれども、これについては、これから資料をまとめる中で、関係機関と協議を行っていかうとしているところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それがまとまった段階で議会にも示していただきたい、お願いいたします。

その上で申し上げますが、いろんな問題があると思うんです。俗に言うソフト面、ハード面。それで、特に学校の近くの話だけに今は限って言いますけれども、道路標識が、ついてはいるんだけど全然見えなくなっているものがあるんですよね。白化と言うんですか、いわゆるペンキなのか何か知りませんが、印刷されていますよね。赤や青や黒やなんかでいろいろ書いていますよね。例えば一時停止だとか何キロ制限だとか。これが真っ白になってしまうと、よく目を凝らしても何を書いているんだかよくわからない。

一例だけ申し上げます。吉祥寺、教雲寺の前を通過して厚岸小学校に出てくる道がありますね。そうすると、桜通りとの交差点があります。その道路です。ここに標識が三つ、四つありますが、もうちょっとあるかな、全部合わせれば。その中の三つか四つが見えないです、すっかり白くなっちゃって。これについては、あるとき、お葬式に行ったときに私は気がついたんです。それで、もしかすると1年ぐらい、あるいは、そんなに長く経っていないとすれば半年ぐらい前、半年は経っているでしょうね。担当課のほうに、その旨お伝えしておいたんです。そうしたら、いやいや、あそこは町道ですし、すぐ善処いたしますと言ったんだけど、けさ用事があったらそこを通ったら同じ状態なんですよ。

こういうことをやっておいて、道路標識の整備一つしないだけで、教育委員会は一生懸命子供たちに、交通ルールだ、こうやって渡りなさいと一生懸命教えて、それで子供たちを交通事故から守れますかね。この点についてもお聞かせをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 交通標識につきましても、今回の点検事項の通学路の安全確保という面では、標識の確認というのも実はメニューにございます。それで、実は、今ご質問者のご指摘のところにつきましては上がってはきてございませんでしたけれども、そのほかには、やはり現実として、標識、例えば市街というよりも市街地の学校で、やはりスピードをどうしても、隣家がないものですから、スピードを出して学校の前の道路を通るといようなことで、学校があるぞという標識をきちっとしてほし

いというような要望もございます。一部の学校では、保護者も協力していただきまして、大きい立て看板を9カ所にもわたってつけていただいた例もございますので、今後も、もう少し細かく通学路の安全点検をする中で、標識についても注意してまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっとこだわるようですが、道路標識、一事が万事なんですよ。これは教育委員会の仕事ではないのかもしれないけど、学校のそばだから、あえて一例を挙げただけど、こういうようなものについて、町内全域にわたってパトロールだとか、そういうことというのは定期的に行われていないんですか。

これは、交通事故のときに必ず子供が犠牲になるわけじゃないですよ。年寄りだって犠牲になりますし、私だってはねられるかもしれない。いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいまのご質問でございますけれども、桜通りと吉祥寺の交点、桜通りに面するところの標識の印刷がもうほとんど見えないということでございますけれども、それに関してはちょっと私、個人的に、私のところまではちょっと、情報がございませんでした。

全体的に、そういった町道の部分も含めまして、道路に関するそういった不備、いわゆる標識が見えにくいとか、そういった部分につきましても、今後、私ども建設課としても目につけるように注意していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 標識の点検等につきましてはですけども、うちのほうでも確認をしまして、標識につきましては公安委員会になりますので、厚岸警察署を通しまして、公安委員会に対処について要望していきたいと考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 まだ少し時間がありますから言いますが、こういうものって、これなんかは私、もう指摘して、担当者に言ってあるんだけど、課長はそんなもの知りませんよと、聞いてませんよという答弁なんだけども、そんなことはどうでもいいんです、あなたたちの組織の中の問題だから。これ、町内といたら、この広い厚岸町ですから、そこには、少なくとも国道、道道を除いたって、相当なたくさんの標識があると思います。たまたま私は三つ目についたから言っているんでね。私が見ていないところなんていうのはもう、そっちのほうのはるかに多いわけです。そうしたら、やっぱりそういうもの

も含めて、定期的な点検というのは必要でしょう。何か言ってきたら考えましょうというようなもんじゃないでしょう。そのあたりの体制がどうなっているんですか。

それから、私は児童生徒を輪禍から守るためにと、今この時期ですから児童生徒を例に挙げて言っていましたけども、対策となれば、これは交通事故全体に対する対策になりますよ。一部は子供だけのものがあるかもしれないけど、そのほとんどは。そういうときに、たまたま児童生徒を例に挙げると、全部教育委員会だというようなセクト主義じゃだめだということを私は言っているでしょう。町を挙げて、やっぱり、それぞれの部署でもって、それぞれの持ち場をきちんとして、交通事故を少しでも減らすということをやっていく必要があるんじゃないですか。その一例として挙げているんですよ。あいつの目についたところだけ直しておけばいいんだというようなふうを考えられるのであれば、私としては甚だ本意ではないと、そういうことです。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 町道の管理、また、道路に関する管理を担当する建設課としましては、道路標識以外にも、いろいろ道路の整備状況等、全町をパトロールなり、そういった状況をしていますので、その際、特にそういうことも含めまして、標識等も含めて点検、注意して見て歩くと、チェックして、そういったものを、チェック表なりをつけて管理していくということで、それらに関しましては町民課とも一体となって、その報告等も含めまして、町民課を通じて公安委員会なりに不備な物は早急に直していただくというような体制をとっていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 もう少し時間があるので、もう1回言います。

結局、教育委員会には教育委員会の、例えば保育所に通う子供、幼稚園に通う子供というような年齢になるといって福祉課でしょう。それから、今言った地域の人たちの要望を受けてどうしよう、こうしようということになれば町民課でしょう。あるいは、道路の管理そのものということになれば建設課でしょう。そういうふういろんな部署があると思う。そここのところが1点、交通事故をどうやって防ぐかと。

例えば、教育委員会あたりでは、いろんな調査をしたら、こここのところにはどうしてもガードレールが欲しいというような話が出てくると思う。あるいは、ここら辺に信号機がつかないかなという話も出てくると思う。それは、何も教育委員会の専売じゃないですよ。福祉課だって、お年寄りが歩いている状況を見るといって、このあたりはこういうふうにしたほうがいだろうというのが出てくるかもしれない。そういうような、担当課が集まって、そして率直な意見を出し合って、それこそいつも町長の言う安全・安心な町をつくっていくという体制、そういうものを早急につくる必要があると思えます。今話を聞いていると、お使いをやっているように聞こえてしょうがないんだ。いかがですか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをいたします。

今ご指摘のとおりでございます。やはり住民の安全を確保するというのも行政の責任なんです。そこで暮らす人々が安心して暮らせるまちづくり、これが重要な課題でありますので、交通安全のみならず、やはり安全とは何かということ意識しながら、今の問題について点検をしながら、さらにご指摘のとおりのでまちづくりにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、12番、室崎議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後 2 時53分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問いたします。

1、節電対策について。

北海道電力や道などは、7月下旬から9月にかけて、2010年度比で7%以上の節電を要請するとしていますが、町はどのように対応しますか。

酪農やサンマ漁の最盛期を迎える漁業、水産加工にも影響があると思いますが、どうですか。

福祉施設、病院への影響はどうかと考えますか。

次に、再生可能エネルギーの取り組みについて。

町内にどのような再生可能エネルギーがあるかを調査していますか。

原発に頼らない再生可能エネルギーの推進を図り、電力供給のリスクを分散させ、エネルギーの地産地消に取り組むつもりはないですか。

3、地域農業マスタープランについて、厚岸町としてどう取り組むつもりですか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の節電対策について。

初めに、北海道電力や道などは、7月下旬から9月にかけて、2010年度比7%以上の節電を要請するとしているが、町はどのように対応するのかについてであります。6月5日に釧路総合振興局で開催された釧路地域電力需給連絡会議において、北海道経済産業局と北海道電力の担当者から、泊原子力発電所の停止に伴い、今夏に北海道電力管内において電力需給の逼迫が見込まれることから、ピーク期間における時間帯の使用最大電力の抑制のため、平成22年の使用電力需要の実績を基準とし、7月23日からお盆期間の8月13日から15日までを除く9月7日までの平日、午前9時から午後5時までの時間帯と、9月10日から9月14日までの午後5時から午後8時までの時間帯で7%以上の節電をお願いしたいとの要請がありました。

また、電力需要が供給力を上回ることが予想される場合に備え、電力の供給を一時的に停止する計画停電の準備を進めるとの説明があり、北海道からは、国から示された要請に基づき、今夏における市町村施設の節電に向けた取り組みを行うための計画の策定と実行について、協力要請を受けたところであります。

これを受け、6月7日に開催した課長会議において、各施設での節電の取り組み計画の作成を指示したところであります。

現在想定される取り組みとしては、役場庁舎については、晴れた日に太陽光が当たる時間帯での執務室の窓側と廊下の照明の減灯または消灯、電気製品の使用方法の見直し、パソコンの待機電力の削減などを行うことにしておりますし、庁舎以外の施設についても、庁舎と同様に、照明器具の減灯や消灯、電気製品などの使用方法の見直しを行うことにしております。

なお、町民などへの節電に関する周知については、北海道電力みずから各家庭や事業所にパンフレットを配布するとのことでもあります。

次に、酪農やサンマ漁の最盛期を迎える漁業、水産加工にも大きな影響があると思いが、どう考えるかについてであります。酪農では、生乳生産のための搾乳機やバルククーラーの稼働に電力が必要不可欠です。水産業では、特に8月以降に本格化するサンマ漁に必要な氷の製造や保管設備、水産加工、原魚や製造した加工品の冷凍設備にも電力が必要不可欠であります。

このため、さきの連絡会議では、今回の節電は事業所も対象とするが、主に節電を要請するのは、家庭における消費電力全体の70%近くを占める照明、冷蔵庫、テレビの使用についてお願いしたいとのことでありました。

しかし、電力の供給を一時的に停止する計画停電が現実となり、長時間にわたるようなことになれば、生産ができなくなるばかりではなく、既に製造した製品の品質が悪化するなどの影響から、大きな損害を与えてしまうおそれも心配されることであり、計画停電が実施されないよう、関係機関と連携して節電協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、福祉施設、病院への影響はどうなると考えるかについてであります。まず、福祉施設については、町では、北海道釧路総合振興局保健環境部社会福祉課長からの要請に基づき、町内の障害福祉サービス事業所と認知症対応型グループホームに対し、国の通知と北海道の要請文を添付して、社会福祉施設等における夏期の電力需給対策の周

知を行ったところであります。

その周知内容については、社会福祉施設等においても、可能な限り節電に取り組んでいただくことが必要としながらも、高齢者や障害のある方々が利用する施設については、機能維持への支障が生じない範囲で節電に協力していただくこととされていることをお知らせする内容となっております。

福祉施設への影響については、町が運営する心和園、デイサービスセンターでは、入所者や利用者に支障が生ずるような節電対策を行う予定はなく、影響はないものと考えております。

また、町内の事業所に聞き取りをしたところ、いずれも事務部門での節電対策は必要としながらも、入所者や利用者に支障が生ずる節電対策を行うようなことはないとのことですので、影響はないものと考えております。

次に、病院への影響については、過日、福祉施設と同様に、北海道から町立病院に対し夏期の電力需給対策に関する通知がありましたが、その内容が、医療機関や高齢者、障害のある方々などが利用する施設については、機能維持への支障が生じない範囲で節電に協力願いたいというものであり、医療を提供する病院機能にあっては、これも同様に影響はないものと考えております。

また、町内の医院にも聞き取りをしたところ、事務部門での節電対策は必要としながらも、利用者に支障が生ずる節電対策を行うようなことはないとのことですので、影響はないものと考えております。

続いて、2点目の再生可能エネルギーの取り組みについて、初めに、町内にどのような再生可能エネルギーがあるかを調査しているかについてであります。再生可能エネルギーには、一度設備を設置すると、自然の力で繰り返し電力を生み出すことができるエネルギーとして、風力や太陽光、水力、地熱、バイオマスの五つが代表例として挙げられております。

これらの再生可能エネルギーのうち、町として行った具体的な調査としては、風力発電の事業化に向けた検討を行った経緯がございます。これは、現在、独立行政法人となっております新エネルギー・産業技術総合開発機構、略称でNEDOと呼ばれる団体との共同研究事業として、平成11年度から風況精査やシステム設計などを行ったものであります。しかし、補助制度の変更や北電との調整、住民コンセンサスの不調、さらには採算性や町の財政状況などを総合的に勘案した結果、当面、事業実施については見合わせることにし、現在に至っているところでございます。

次に、原発に頼らない再生可能エネルギーの推進を図り、電力供給のリスクを分散させ、エネルギーの地産地消を取り組むつもりはないかについてであります。

昨年の第3回定例会における石澤議員の一般質問でもお答えいたしました。エネルギーは生活や産業活動において欠くことのできない資源であります。しかし、化石エネルギーには限りがあり、世界的なエネルギー消費の飛躍的な増大を考えると、原油価格などの高騰による深刻なエネルギー危機が発生する可能性も否定できず、また、化石エネルギーの利用は、地球温暖化を初めとする地球環境問題の原因にもなっております。

昨年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原発事故を教訓に、原子力に依存しない社会の実現を目指す動きが活発になってきており、時代の要請として、自然環

境の中で繰り返し利用できる再生可能エネルギーの導入・活用が急速に求められてきているところであります。

こうした中、北海道の恵まれた自然環境を生かした再生可能エネルギーの導入を拡大し、地球環境の保全とエネルギー自給率の向上、そして地域経済社会の発展に寄与することを目的にした北海道再生可能エネルギー振興機構を設立するため、堀前北海道知事から道内の全179市町村長に呼びかけがあったところであります。

私は、この呼びかけに早速賛同するとともに、発起人となった道内の4割に当たる72の市町村に厚岸町も名を連ね、先月14日に札幌市で開催された設立発起人会に出席してきたところであり、厚岸町としても可能な限りの連携を図ってまいりたいと考えております。

続いて、3点目の地域農業マスタープランについて、厚岸町としてどう取り組むのかについてであります。地域農業マスタープランについては、国において人・農地プランと略称しておりますので、以下、人・農地プランと称させていただきますが、平成23年10月25日に国が定めた我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画を受けて、その具体的な内容を定めた取り組み方針の中で、持続可能な力強い農業の実現のため、地域の人と農地の問題解決に向けた施策として、人・農地プランの策定、農地集積の推進、新規就農の増大の三つの柱が位置づけられております。

この人・農地プランは、市町村が地域が抱える人と農地の問題解決のため、地域における話し合いによって、今後の地域の中心となる個人、法人などの経営体はどこか、中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、中心となる経営体と、それ以外の兼業農家や自給的な農家を含めた地域農業のあり方などを定めるプランであり、平成25年度までに人と農地の問題を抱えるすべての市町村で策定するよう求められているものであります。

人・農地プランの策定のメリットについては、このプランに位置づけられると、新規就農支援として、独立して自営就農する方への青年就農給付金の給付や、中心となる経営体に農地を提供する方への農地集積協力金の交付、また、認定農業者へのスーパーL資金の当初5年間の無利子化といった支援を受けることができます。

策定の進め方については、国が示している一般的な手順として、農業者の営農意欲などの把握を行うとともに、地域農業の将来像の合意形成に向けた話し合いを受けて、市町村が原案を作成した後、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催し、その検討会で原案の妥当性を審査、検討した中で、適当と判断したものについて、市町村が人・農地プランとして正式決定する手順となっております。

なお、このプランに定める内容は、地域レベルにおける話し合いを通じ、地域の実情に応じて決定すべきものとしており、地域の将来に関する話し合いであることから、経営者だけではなく奥さんや息子さんなどにも積極的な参加をいただき、発言してもらうことが重要とされております。また、検討会メンバーには概ね3割の女性の参加が求められております。

厚岸町での取り組み状況については、現在、策定に向けて、北海道農政事務所釧路地域センターや釧路総合振興局の指導のもと、釧路太田農協や浜中町農協、厚岸町農業委員会と具体的な策定内容やスケジュールなどの協議を行っているところであります。

の協議が整い次第、具体的な作業に取りかかる予定となっております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 今回、北電が、原発が全部停まったということを含めてなんでしょけれども、国が出してきたことで節電という対策が出てきました。ただ、北海道もそうですけれども、去年ではなくて2010年ですよ。猛暑の時期を抱えたもので節電の答えを出してきています。そういうこともありますので、いろんな施設とか、それから酪農も、漁業もそうですけれども、生物を扱う者にとっては、とてもこういう、7%という節電の仕方というのは、正直な話大変だなと思ながらこの質問をしました。

それで、原発のことなんでしょけれども、私たちは電気に頼る生活をたんまりとやってきました。今まで電気があるのが当たり前、水があるのが当たり前という生活でしたけれども、今回の福島事故は、本当に甚大な放射能汚染を引き起こしました。そのために住んでいたところも追われた。それから、漁業や農業や、それに関連した職業もすべて奪われた人たちを目の前で私たちは見てきました。それでも福島事故の原因も、それから今どうなっているのか、これから地震が、きのう、きょうもありましたけれども、ずっと続いていて、揺らされている状態の放射能の廃棄物がどういう状態になっているか、その何もわからない状態で今、大飯原発が稼働されようとしています。そして、泊の1号、2号基はとっくに冷えているから大丈夫みたいな言い方をして、そういうようなこともちらちらと出てきています。

でも、もし泊で事故が起きたなら、厚岸まで届くのに、北海道全部が放射能にまみれるのに2日しかかからないそうです。そういう自体が目の前に来ています。それで、私はその意味も含めて、再生可能エネルギーのことを町としてきちっと取り組んでほしいなと思って質問をします。

それで、この中にNEDOのことが出ていました。それで、どういう形で調査をしたんでしょうか。風力だけですか、それとも、町内全部のいろんなエネルギーを含めて調査したんでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えいたします。

再生可能エネルギーと言われる風力、太陽光、水力、地熱、バイオマス、これが一般的に代表例として挙げられております。そのほかにも木質ペレットとか、いろんな、そのあたりの、波の部分であるだとかという部分もありますけれども、そういった、一般的に言われる再生可能エネルギーの中で、厚岸町として調査したのは、平成11年度から行ったNEDOとの共同研究事業ということで調査したものだけということでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 それは風力だけですか。風力以外はしていないんですね。

NEDOとやったら、自然エネルギーによる地域づくり関係基礎資料一覧というのがあるんですけど、これにずっといろいろ書いてあるんです。これに沿って調査したんですか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 平成11年度の調査した中身について、個々細かく私も把握を今はしていないんですけども、厚岸町内における風況精査、風がどのくらいあるのか、そして、11年からの調査は、具体的には、今、若竹の第2埠頭、あの地点における風力発電の可能性に向けたシステムの設計等々、収支の見込みも含めまして調査をしたということでございます。

ただ、調査をしたNEDOからの最終報告書を見る限りにおいては、調査時点では、厚岸町での事業化については特に問題はないだろうという結果になっていたようでございますけれども、その後、NEDOの共同開発事業という形で、補助制度があったわけですが、その制度の変更があったこと、それと、当時の北電との買い取り料の関係での調整がつかなかったこと、それと、地元の住民とのコンセンサスといいたいまいしょうか、合意形成ができなかったこと等々あって、最終的には、町長の1回目の答弁でもございましたけれども、採算性、それと、補助制度の変更によりまして、町の持ち出す財源の規模からすると、当面は、これは事業化にできる状況にはないということで見合わせているという状況でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そうしたら、風力以外の、太陽光とかバイオマスとか、それから、ここにも書いてましたけど、いろんなエネルギーありますよね。そういうことに関しての調査は、太陽エネルギー、風力、水力は無理ですけども、バイオエネルギー等の、それ以外のもの、こういうものは対象にはしなかったということなんですか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） NEDOとの共同研究時の中では行ってございません。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 それはどういう理由ですか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 平成11年当時、今ほど再生可能エネルギーに対する関心という高まりはまだ、それほどでもなかったわけでございます。ただ、風力発電事業に関しましては、直前で浜中町も行われている、あるいは稚内とかいろんところで風力を活用したということで目を向けられる動きがあったものですから、そういった再生可能エネルギーを厚岸町でといったときには、風力が一番、当時は厚岸町にとって有効な再生可能エネルギーだろうということで、その風力にピンポイントを与えた形で調査をさせていただいたということでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 こういうふうには、結局、原発がとまって節電をなささいといったときに、こういう地元のエネルギーをきちっと立ち上げていくということがとっても大事になってくると思うんですよ。浜中なんかは太陽光を農家に使ってますよね。それから、今、稚内とおっしゃいましたけど、稚内では、今度4月から、バイオマス、独自です、稚内自体で。生ごみとか、それから漁業の出てくるものとか、それから人糞、下水の汚泥とか、そういうものをあわせて、そして、そこで発電をする、それが熱効力もやるという形のものを4月5日から動き出したそうです。それと太陽光と風力発電で、稚内では、3万人の町ですけども、98%電力を確保できるという話を聞きました。

そういうふうにして、平成11年度はそうかもしれないですけど、こういう事態になってきた場合に、どういうふうにしてこの町の中の、そういう、電力とか、それからエネルギーをつくり出していくかということも考えていかなきゃならないときに来ていると思うんですよ。

再生可能エネルギーというのは、結局、ある意味地域に依存しているエネルギーです。だから、小さいものをたくさんつくり上げていくものですよね。それは、地域の産業にもなっていくと思うんですよ。雇用も結局は生んでいくという形になっていくと思うんです。足寄のように、あそこは農業の町ですけども、そういう、バイオマスと、それからペレットかな、そういうのをあわせながら、雇用で、ペレットのほうですけども、3年間で135人の雇用が増えたという話もありました。

ですから、今ちょっと中断していると言ってますけども、もう動き出さなければならぬときに来ているんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今質問された、石澤議員言われること十分理解できると思います。そういった考え方に立って、先ほど町長からもご答弁申し上げましたけれども、堀前北海道知事らが声かけ人ということで、北海道再生可能エネルギー振興機構というものを設立すべく、今準備を進めているということでございます。

この振興機構、どういったことを目的にしようとしているかということ、地域指導により北海道の再生可能エネルギーを普及拡大しようとする。そのための主な事業目的として、

再生エネルギーの導入促進のための政策制度の仕組みだとか、そういったものを構築しよう。各地域で地域主導の事業推進のための人材、体制の構築をしよう。地域連携に向けた情報交換と啓発のためのフォーラムを開催、金融機関向けの再生エネルギー投資促進に向けたセミナー、あるいは道内のメーカー研究者、施工業者とのニーズのマッチングを図っていこうというような動きを今見せようとしております。

先ほど町長のほうからもご答弁申し上げた中に、これは179の全道の市町村に声をかけたわけでございますけれども、この趣旨に賛同して、発起人として名前を連ねることに対して、厚岸町長は早速に手を挙げたということで、79の市町村の中に入っているということでございますが、この設立発起人会の会議が5月14日に、これは札幌のほうで開催されましたけれども、実際そちらのほうに出席したのは9市町でございますが、うちの若狭町長も出席をしているということで、こういった時代の要請を受けて、厚岸町としてもどういったことができるのか含めて、振興機構含めて、これから検討していきたいなというふうに思っているところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 町長が出席して始まったということは、素晴らしいことだと思います。

多分、NEDOという会社は、これからも、こういうことをきちっとやりたいんだというふうになってくれば、きちっと人材もよこして、多分いろんな相談にも乗ってくれるし、町おこしの立場にもなってくれてくれると思うんですよ。別にNEDOを支援してるわけじゃないんですけど、実際、ここにいろんな、平成24年度で出てます省エネルギー、新エネルギーのものでは、今新しく出たのにグリーンニューディール基金というのがありますよね。これはすべて使えます。それから、地域活性化可能エネルギー等を活用した自立分散型地域モデル事業とか、こういういろんな形で、いろんなエネルギーを使いながら町をつくっていくという、一村一エネルギーというのもあったりしています。今は本当に、地域を守っていくためにも、地域活性化のためにも大事な施策だと思いますので、ぜひ、ちょっと休まないで推進して行ってほしいと思います。

それで、次に移ります。

3番目のマスタープランですけども、どの辺まで手がけているんでしょうか。全く何もやっていないんですか、それとも何か少し始めたということで思ってよろしいんでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私のほうから、前段のご質問のほうでございませけれども、言われたとおり、いろいろ再生可能エネルギー、厚岸町でも有効な資源というのはあるかと思えます。ただ、風力につきましても、当初は、これは大変クリーンなエネルギーだということで、いろんなところが、取り組んだところもありますけれども、一方では、いろいろな問題も風力には発生してきているということは議員もご承知のとおりかと思えます。

厚岸町としては、そういった再生可能エネルギーを導入して進めるという部分は、考え方は一致しているわけですが、それを行政が進めて整備をするというだけではなくて、民間活力というのも当然あるわけですから、そういったものも含めながら、再生可能エネルギーの研究につきましては、こういった機構なども通じながら勉強して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 人・農地プランの関係でございますけれども、具体的な取り組みは、まだ実際にはしておりません。

この関係につきましては、ことしの国の予算でもって出てきた内容でございます。それで、先ほどの町長からの答弁にもございましたけれども、徹底的に地域の人たちでもって話し合っ、そして主体となる農業者の方をどうするのか、農地を集約するためにどうするのか、地域として、その地域をどういうふうにしていくのかというようなことを話し合っ、決めるということでございますけれども、言われている内容が、今の厚岸町の酪農に関して当てはめていったときに、ぴたっと合うものでは、実際にはありません。ですので、その中でどういう形で厚岸町にとっていいものをつくっていくかということ、今の段階では農協さんのほうと協議をしているという段階でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そうですよ。集約するといっても、厚岸町の場合は酪農ですから、結構大きな面積ですよ。この中で言っていると、20ヘクタールとかと言ってますが、これは多分、本州の話だと思うんですよ。それで、新規就農の対策の問題にしても、250万円上限とかという話もあります。それだって、酪農では合わないというふうになっていきます。

これは農水省の試算ですけども、2030年販売農家予測というのがあって、64%減り、58万戸になるという、こういう試算を出しているんですね。ということは、今、中心になる人とか中心の農地と言っ、そうじゃなくて、幅広い、高齢者も含めて、いろんな担い手を対象にする必要もあるだろうし、それからいろんな形、例えば持続するのも必要だろうし、それから、今の規模拡大がいいと余り私は言えないんですけども、その地域でやっている酪農をどうやって守っていくか。それから、今持続していくけど、ちょっと小さくしたらやっ、いけるかなという農家も、それも含めて、その地域の中でどうやって守っていくかということが大事な時期だと思うんですよ。そういうものを含めた人・農地プランですか、そういうことをつくっ、いかなきゃなんないと思うんです。

それで、この中で出てきたんですけど、地域のすべての人と話し合っ場所というのが出ていますので、ぜひこれは、1カ所だけでない、いろんなところでみんなの話し合っを持って、大変かもしれないけど、これから農業をどうやるかというのは、女の人の意見も、息子さんの意見も、経営者の意見も、それぞればらばらだと思います。それをすべて、いろんな地域で集約しながらきちっと上げていっ、ほしいと思います。それをお

願いたいと思います。

そして、ここで、これは規模拡大の問題で言えば、アメリカなんかがそうなんですけど、これは農業新聞です。大規模化で農家激減、地域の結びつきが分断という記事が載ってました。流通巨大化でつぶし合う農業者という形のものもあります。地域がだんだんなくなって、学校もなくなってというのでは、そこに住むこともできなくなるし、それから新規で入ってこようと思う人たちも入ってこれなくなると思うんですよ。ですから、ぜひそういうことも含めたことを考えた上でマスタープランをつくってほしいと思うんですけど、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） つくっていく上で、きちっと地域で話し合っというこの前提がございます。ただ、その話にはもう一つありまして、一から話し合いをする、あるいは一からアンケートをとるといところから始めるということもありますけれども、直近にそういったような取り組みがされているというようなことがあれば、それらを活用していくということも認められております。

それで、特に太田農協に関して言えば、ことしの総会でもって地域農業振興計画というものを策定いたしました。アンケートも平成22年くらいにとりまして、それ以降、それらを取りまとめして、最終的に振興計画というものをつくりまして、ことしの総会でもって承認を得たというような状況がございます。

それで、直近にそういう、農協さんのほうでそういったものを取りまとめたという実績もございますので、そういうものにつけ合わせをしながら、それらが活用できる部分は活用して、それに足りない部分は改めてまたやらなくちゃいけないというようなことを考えながら、そういったものを全部協議しまして進めていきたいなというふうに思っております。

それと、大規模化というような問題もお話がありましたけれども、厚岸町の酪農に関して言ったときに、やっぱり、振興計画の中でも、アンケートの中でも出てきていますけれども、やっぱり個別の経営、個人の経営、それを求めている声が多くあります。そういうことからすると、会社のようなものがどんどん規模を拡大してって独占をするというようなことは、地域の中では求められていないというふうに思っております。ですので、そういった意欲のある方々を大切にして、そういったプランをまとめていきたいなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 これは酪農学園大学の井上准教授が言ってますけども、20年間道内の農村を見てきたが、担い手に農地が集まる一方で離農は進み、住民の家や商店は消え、地域の存続自体が問われる段階に来ていると。だから、北海道は規模拡大の先進地ではなく、限界地と考えてやったほうがいいのではないかという意見も新聞に載ってました。

それで、本当に、新規就農の人とか若い人が戻って来れるような、それから、今、都

会で働いている人が、ああ、戻って酪農やりたいなど、農業やりたいなど思えるような施策を一緒に考えてもらえたらと思います。それをお願いしたいと思います。

さっきの風力のことなんですけども、ごめんなさい、ちょっと戻ります。風力なんですけど、風力というのはいろんなところで摩擦をある意味起こしていますよね。それは多分、地域の人の中に、自分たちが風力の主体になるという考え方がなかったからでないのかなと思うんですけど、その風力の話をするときは、どういう形で思っている、その地域で風力を使って、その恩恵も自分たちで受けれるというような取り組みだったんですか。ただ単純に調べただけ。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） マスタープランの策定に当たりましては、おっしゃるように、いろいろな話を聞いて取り進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 平成11年度に行ったNEDOの調査ですけれども、あれはカキ種苗センターが建設ということもありまして、風力発電で発生された電力をカキ種苗センターのほうで使用して、余剰電力については売電をするという計画が成り立つかどうかという調査を行ったというところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そうしたら、町の施設で使うのを前提というか、そこの若竹の人たちがどうのじゃなかったんですね。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 当時も今も変わりはありませんけれども、例えば厚岸町に風力発電をつくって、それを地域の方々に売電するということはできません。あくまで、つくったものは、町のその施設のほうでつくった余剰電力を北海道電力に売電をするということになっておりましたので、そういった形で検討を進めているということでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 いや、違うんですよ。地域の人たちがその風力発電にかかわることができるのかということ、そういう関係、何ていうのかな、投資をするとか、そういう取り組みにはならなかったんですね。単純にカキ種苗センターで、そのエネルギーを使って売

電をするということだけだったんですか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えいたします。

あの地点で風力の設備を設けた場合に、どれだけの電力が発生をして、そして、カキ種苗センターで使った余剰電力がどれだけ発生するか。そして、売電による計算も行いながら、投資に係る経費、そして回収に係る経費等々を見ながら採算性の検討を行ったということでございます。

●議長（音喜多議員） ほかはいいですか。終わっていいですか。

●石澤議員 いいです。

●議長（音喜多議員） 以上で、3番、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2点についてお伺いをいたします。

1点目は、生活保護制度についてであります。

一つは、厚生労働省は、生活支援戦略の骨子の中で、生活保護制度について、扶養義務の仕組みの検討を盛り込んだようであります。これによりますと、生活保護受給申請を困難なものにするおそれがないのか危惧するわけであります。これについてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

二つ目は、生活保護の申請から受給までの流れがどのようになっているのか説明をお願いいたします。

三つ目は、最近の生活保護の相談・申請で、申請に至らなかったり、あるいは取り下げのケースがあったのか。もしあったとすると、その内容は何であったのか。あった場合、その後の生活状況等を把握されているかどうか、お伺いをいたします。

次に、住宅リフォーム制度の創設について、お伺いをいたします。

町長は、平成24年度町政執行方針の中で、3、主要な施策の推進、(1)自然と調和を大切にしたい快適で安全なまちづくりの中で住環境について述べられ、リフォーム支援について検討を進めるとなっておりますが、町の支援策はどのようなものをお考えおられるのか、また、来年度からの実施はどうかお伺いをいたしまして、私の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の生活保護制度について。

初めに、厚生労働省は、生活支援戦略の骨子の中で、生活保護制度について、扶養義務の仕組みの検討を盛り込んだが、これは生活保護受給申請を困難なものにするのではないかについてであります。厚生労働省が示した生活支援戦略の中に、改革の方向性として生活保護制度の見直しが記載されており、当面の対応事項とは別に、あわせて検討を進める事項の中に、指導等の強化として、扶養可能な者には適切に扶養義務を果たしてもらうための仕組みの検討として記載されております。

現在の制度は、生活保護を申請されますと、保護の実施機関が申請者の親族を対象として扶養義務者の存否の確認を行うことになっております。

制度の見直しの中で、親族側に扶養が困難な理由を証明する義務が伴った場合には、保護を申請する人にとって、親族に負担をかけたくないという思いなど、生活保護受給申請のハードルを上げることになり得るものと考えております。

次に、生活保護の申請から受給までの流れはどのようになっているのかについてであります。生活保護の相談者には、地域の民生委員または保健福祉総合センターに相談していただき、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請が原則として必要となっております。

申請書の提出先は保健福祉総合センターで、提出された申請書は直ちに保護の実施機関である釧路総合振興局に進達いたします。

釧路総合振興局では、ケースワーカーという担当者が面接や預金調査、生命保険調査、資産調査、扶養義務者への照会を行うことになっております。

なお、保護の実施機関は、保護の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもってこれを通知しなければならないことになっております。

次に、最近の生活保護の相談・申請者で、当町で申請に至らなかつたり取り下げのケースはあったのか。もしあったとすると、その内容は何であったのか。あった場合、その後の生活状況を把握されているのかについてであります。平成23年度分で申し上げますと、相談件数は30件ありました。そのうち申請に至らなかつた件数は9件で、取り下げ件数は1件となっております。

申請に至らなかつた方々の主な内容は、借金返済で困っている、離婚を考えている、実家から出たい、世帯分離したい、父親だけ保護を受けたい、医療費のみ保護を受けたいとするのが8件で、いずれも保護を必要とする状態には該当しない内容となっております。残りの1件は、医療費がかさみ生活が大変とする相談でありましたが、本人が保護申請を親族に知られるのを嫌がり、申請を取りやめた内容となっております。

また、取り下げとなった1件の内容は、申請を行っている期間中に就職が決まったことによるものとなっております。

申請に至らなかつた方と取り下げられた方のその後の生活状況については、相談事例に応じて、町の担当者が電話により近況確認を行いました。死亡者や町外転出で状況確認ができなくなつた方、生活状況が相談時から変わっていない方々でありました。

なお、保護申請を親族に知られるのを嫌がり、申請を取りやめた方については、子供とも相談していくと言われておりますが、ひとり暮らしということもあり、継続して電

話による定期的な安否確認を行っているところであります。

続いて、2点目の住宅リフォーム支援制度の創設について。

初めに、町の支援策はどのようなものをお考えおられるのかについてであります。町では、住宅改修にかかわる支援として、既に介護保険による住宅改修、障害者等日常生活用具給付事業、既存住宅耐震改修費補助金の制度を設け、改修費などに対する補助や助成を行ってきております。

また、現在、リフォームによる良質な住宅ストックの確保、住環境の整備、多様化するリフォームニーズへの対応、そして住宅の安全性や居住性の向上、住宅の長寿命化も視野に、住宅リフォーム支援制度について、「あつけしの家づくり協会」と連携し、検討しているところであります。

住宅リフォームに関する支援制度などを検討するに当たり、本年3月には町内の住宅リフォーム件数やその内容、傾向の把握等、市場規模を把握することを目的に、町内建築関連業者43社を対象としたアンケート調査を実施したところであります。

その調査結果をもとに、年間におけるリフォームの件数、金額、内容、工事量等の実態把握をしたところであり、現在は関連団体にもアンケート内容等の説明を行い、どのような支援制度が利用者にとって使いやすいかなどについて検討している状況であります。

支援策については、今後さらに「あつけしの家づくり協会」や関連団体とともに検討を重ねるとともに、国の交付金制度の状況等も見ながら、関係機関と連携を図り、具体化してまいりたいと考えております。

次に、来年度からの実施はどうかについてであります。先ほど申し上げたとおり、現在、支援策の内容について検討中であり、来年度からの実施に向け前向きに取り組んでいるところでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今回、生活保護の問題を取り上げたのは、たまたま芸能人の家族が、その芸能人が相当収入に達しているにもかかわらず、その家族が生活保護を受けていたということをもって、今、国会でも生活保護バッシングが物すごい勢いで続いているし、それに呼応するように、厚生大臣も方向を示すというような状況になっているわけですね。

そういう中で、実際、生活保護を受けることが必要にもかかわらず、認められないで餓死をしたり孤立死をしたりというような事件がやまないんですよ、今になっても。たまたま一部の、本当にその人たちは不心得者であったのかどうかは別にいたしましても、芸能人等の事件をさもさも今の生活保護制度の実態だというようなとらえ方をして生活保護バッシングをするということに対して、非常に私は危惧をするし、危険なものを感じるんです。強い者には刃向かうことはできないけれど、弱い者を徹底してたたいてしまおうと。弱い者いじめの典型だというふうに私は思うんです。そのあたりについては、やはり行政はきちんと対応していただかないと困ると思うんです。

それで、現在も、全国的には、去年の震災の問題もあったりして、生活保護受給者は

増え続けていますよね。大野議員が後で質問するようでありますが、その資料の中身も見てわかるように、受給者数は増えているんです。これは、そういう問題と今の社会状況、実際に働きたくても働くところがないと。あるいは、求人と希望する職種とのミスマッチ、そういうものが随分たくさんあるみたいで、そういうことから、なかなか就職ができないと、あるいは常雇用等、雇用していただくような職場になかなか就職をすることができない、フルタイムの仕事ができない人たちが多くなっているわけです。派遣労働だとか、そういうことをつないでいくことさえも今は困難な人がたくさんいるわけです。

それで、札幌で起こった事件は、働いていても十分な生活費を得るだけの収入を得ることができない。たまたま体調を悪くしたときに働けない。そういうときに相談に行けば、短期間でも生活保護の受給ができるような対応をしてくれないで、もっと頑張れというような、申請に行った人に思わせるようなことをやっていってしまっていると。それで、その人たちが結果的には電気も水道もガスも止められて、誰にも訴えることもできない、誰にも看取られることもできないで孤独死や餓死をしてしまうというようなことが今も続いているわけです。おにぎりを食べたかったと言いながら、そのメモを残して亡くなったという話もあるんです。そういうことを厚岸町では絶対に出してはいけないというふうに私は思うんです。

それで、今の説明の中に、厚岸で申請を取り下げた中には何件あったという説明がありました。それで、支援戦略の中身、これはやっぱり、なかなか受けづらい制度に持っていく中身が含まれているのではないのかなと。親族等をずっと辿るということになると、今まで迷惑をかけてきたのに、さらに迷惑をかけるわけにいかないということのためらってしまう、そういうことにならないような仕組みにすることができるのかどうか。そういう場合がもし厚岸町に出た場合には、厚岸町の担当者はどう対応するのか。実際、厚岸町には福祉事務所がないわけで、釧路の総合振興局、そういうところでないと取り扱ってもらえないですけども、その前段の窓口は厚岸町ですよ。そういうあたりではきちんと対応できるのかどうか、その辺をまずお伺いいたします。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今、国が検討しようとしてございます扶養義務者への確認の方法については、申請のハードルを高めることのないようないい方法を考えていただけるのかなというふうに思っておりますが、まだ具体的な取り扱いについては私どものほうに示されていないわけでございますけれども、そういう中で、もし仮に一定の扶養義務者への確認方法が示された場合でございますけれども、いずれにしても、厚岸町においては、生活保護法上そういった方々の生活状況を、申請の内容を確かめるための調査であるとか、そんなことは仕組み的に行わない手続になります。固定資産の状況であるとか、そういったことがあるのかないのかを公的な書類を添えて進達をするだけであって、その後の調査等については、保護の実施機関である北海道のほうが行うことになっておりますので、今のところは窓口の中で、親族への配慮の中から保護をあきらめるようにしないような対応が必要ではないのかなというふうに思っているところであります。

ます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、課長がおっしゃったようなことが、やっぱり道の担当者、ケースワーカー等が、やっぱりその辺も共通理解に立たないとだめだと思うんです。厚岸町のほうではそういうふうに思っても、道の担当者がそういうことに対してやっぱり、きちんと把握をしていただかなければ困るというふうに思うんです。

それと、もう一つは、たまたますべてを申請した場合に、全部が受理されて、今は原則2週間後に受給が開始されると思うんですけれど、大体認められそうだからということで短期の融資なんかを社協でやっていますよね。そういうものを借り受けたと。ところが、実際、支庁のほうで手続をする中で却下されるなどということもないとも限らないと思うんですけれど、そういう却下された場合の対応です。その人たちに対してやっぱり、本当に必要がないのか、あるいは、その後追跡して行って、その人たちが、生活保護だけではなくて、いろんな今は制度がありますよね。例えば就学援助だとか、ほかの制度を活用すれば、一番困っていることを一つはクリアできるというような問題もあると思うんですけれど、そういうものをきめ細かく、そういう人たちに対応をしてやるということも大事ではないのかなというふうに考えるんですけれど、そのあたりではどうなんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これは私どものケースワーカー、生活保護の指導担当者でございますけども、そういう担当者と事務連絡的に話す中で得る情報でございますけども、まず却下に至ったという場合については、簡単に言えば保護基準に該当しないと。もう少し自分の資産、預貯金等で1カ月、2カ月生活できるだろうというようなはっきりした場合については、要はその預金がなくなる前に、私ども町のほうで、その後の申請をあきらめるだとか、そういうのがないような対応をさせていただくという、まず1点目は、却下の理由がはっきりしている場合です。そういった場合です。また、それが一定期間過ぎるとまた、資産がなくなるので保護が必要になる場合は、改めて申請は必要なんですけども、申請を忘れないように、そんな関係を持たせていただくということになります。

一方で、何らかの援助を受けることによって生活保護申請が必要でないという場合については、私ちょっと具体的に思い当たる内容としてはないわけなんですけども、ただ、いずれにしても、この申請の中で、本人がすべて自分の抱えている問題を相談者に言うかどうかというのはわからないんです。そういった意味で、できるだけ現状の生活状況を聞き取るようにケースワーカーは努力しているようでございます。そういった中で、いろいろな制度を利用しながら、どう今後、自立した生活をしていくのかを含めて調査されるというふうに聞いてございますので、その辺は私ども信頼して、お話を伺っているところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 生活保護の受給が認められる人、それから却下される人いるわけですね。それで、受給が決まった段階ではそれなりに今度は受給していくし、その受給内容もいろいろあると思うのです。働きながらも足りない分だけを援助していただく、あるいは医療費なら医療費の部分だけを援助してもらおうという、今はないのか、それは。そういうふうになっているんですけど、生活が、そういう人というのは突如変わる場合だってありますよね。健康状態が悪くなれば働きに行けなくなる。そうしたら全額保護にしていたらかなければならない。そういうものがスムーズに行くような仕組みに今はなっているのかどうなのかということ。

それと、先ほど課長がおっしゃったように、ケースワーカーがきめ細かく相談に乗れるようになってきているのか、あるいは、例えばケースワーカーのところに、ケースワーカーだってばんきり来れるわけでないわけでしょう。今問題になっているのは、ケースワーカーも十分に配置できるような状況になっていないわけで、やっぱり相談の窓口は、町の窓口がやっぱりよりどころだと思うのです。そういう町の窓口も、やっぱり、きめ細かく対応できるような窓口をあけておくということが大事ではないのかなというふうに思うんですけど、そのあたりはどうなっていくのか。

それと、さっき却下された人の中のその後の対応なんですけれども、やはり、最後の答弁にあったように、安否確認みたいのは、やっぱりすごく大事なことだと思うんです。これをしないで、あるいは、今特に問題になっているのは、水道だとかガスだとか電気だとか、そういう業者との連携というか、何か変だなという場合の連携というか、そういうものが、今、個人情報の問題がありますから、いろいろあるだろうけれど、やっぱり生死にかかわる問題については、きちんと対応していただけるような方策をとっていただきたいなというふうに思うんですけど、よろしく願いをいたします。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 1点目のことですけども、医療費については、現在、医療費だけの扶助を受けたいというのは認められてございません。生活全般を見て、その生活費の足りない中で医療費が発生した場合は医療扶助も受けると。全般的な扶助が原点となります。

それで、全額支給、つまり労働できる年齢であるだとか、それから健康状態が保たれていれば、やはり就職を勧められる、これは当然でございます。ただ、自分のできる仕事、幾ら求人があっても自分ができなきゃしょうがないわけですが、そういった中で、自分が今までよりも収入が増えた場合は、これは全額働いた分が削られるわけではない、必要経費はちゃんと残るような形で収入認定をしていただくんですけども、逆に収入が減ってきた、働けなくなってきたという状況については、ケースワーカーは、厚岸町に釧路総合振興局から3名の配置をいただいております。こういった中で、最低限、毎月1回は家庭訪問を必要とする人、あるいは2カ月で1回、あるいは3カ月で1

回、そういうふうに関々の世帯に依じてケースワーカーと面接、訪問の約束をし、生活状況の確認をさせていただいているということで、毎月収入が増えたか減ったかという状況を聞き取ったわけでは、いわゆる変動するおそれのある人は短い間隔で訪問する。それが定期的に、もう全く働けない状況で、それ以上は収入は増えるとかない方は2カ月、3カ月と間隔をあけた訪問になるんですけども、そういう中で、生活に困らないように、いつでも保護費の変更ができるような活動をしているということで、まずご理解いただきたいと思ひます。

それから、2点目ですけども、ワーカーが少ない状況は、私どもそのように感じておりまして、いずれにしても、釧路総合振興局まで直接行って申請するという方はほとんどいらっしゃいません。ほとんど民生委員の方か「あみか」、去年では「あみか」のほうがちょっと多かったんですけども、そういったことで、私どもはやはり、町民が困ったときに来ていただくことが、やはり保健福祉総合センター、そういう方が多くいらっしゃいますので、できるだけ訪れやすい雰囲気、窓口の体制でお待ちしたいなど、そういう心構えでいるところでございます。

もう一つの安否確認の関係でござひますが、いつまで安否確認が続くのか。現在は、たまたま前年度の相談事例からすると、1名でござひましたので、それ以前の平成22年度においてはいなかったのていいんですけども、これがさて、たくさん増えたときに、やはり安否確認の方法も考えていかなければならない。具体的には民生委員だとかそういう方、個人情報を守られる方の中で、現在の数字からいくと対応可能でありますので、きちっと安否確認はやっていきたいなど。ただ、いつまでそれをやるかというのはやはり、個々のケースに依じて判断をさせていくことになるかなというふうに思ひます。

もう1点、最後かと思ひますけども、電気、いわゆる北電、ガス会社だとか、そういう供給先は、やはり個人情報という問題がござひまして、やはりなかなか、生活保護世帯であれば、自分が滞納してしまつたときに、北電から厚岸町役場のほうに、滞納しているよと、そういうような情報を渡してもいいですかというふうに取り扱ひがあつて、それで、承諾される方は、実は承諾書を北電のほうに出している。北電としては、現状そういった、本人の承諾書がないと、厚岸町役場のほうに、個人情報ということで、情報はすぐにお渡しできないという形で来ているんですけども、これについては電気だけではござひません、ガスだけでもござひません。他のことも、新聞代とか、ヤクルトはどうかわかりませんが、そういったこともすべてに共通することだと思ひますので、そういった関係事業者との話し合ひというんでしょうか、具体的にどういふことができるんだということを、全く今からできないと決めつけないで、そういった対応が必要でないかなというふうに考えているところでござひます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後4時48分休憩

午後4時49分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

本日の会議時間は、谷口議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 あと何分ありますか。

●議長（音喜多議員） 26分。

●谷口議員 今、課長、最後の件なんですけど、やっぱりライフラインの問題は、何とかできないかというのが大きな課題になっていますよね、全国的にも孤立死みたいのが結構あるので。ですから、そのあたりについては、やはり、ただ滞納だけでなく、とまってしまって生活できるのかということなんです。例えば水道も電気もガスも、ストーブなんかを使えば灯油もあるだろうけれども、すべてが止まってしまって、電話もか、そういう人たちが果たして何カ月も生活できるのかさ。そういうことに対して、それぞれの供給元が不思議に思わない社会というのはないと思うんです。ですから、そういう場合にどうするのかということやはり、それぞれ考えてやっていただきたいなというふうに思うんですけれど、それらについてはやはり、きちっと検討をしていただきたいということで、要請をしておきます。

次に、住宅リフォームについてお伺いしたいんですけれど、道内でも、この住宅のリフォーム制度が随分進んでいるんですよね。厚岸町の役場のロビーにも、家づくり協会か何かがたくさんカタログを置いて、住宅リフォームをしようというようなことを訴えているのかどうなのかはわかりませんが、ロビーの一角に相当数の住宅用品カタログが置かれていますよね。

そういう厚岸町が住宅のリフォーム等について、どういう取り組みをするのかということだと思えますけど、今、いろんな業者等からのアンケート等をとって、どういうふうにしたらいいのかということを検討されているということなんですけれど、直したいところを直すというか、リフォームって、僕、正確な言葉がわかんないんですけど、不自由なところを使いやすくするだとか、そういうものも含まれるのか、こういうものがあつたら非常に便利だなというものを設置するのが、それも入るのかわかりませんが、住宅改修だとか改築だとか、あるいは新しい施設をつくるだとか、そういうことがいろいろあると思うんですけど、今、厚岸町が考えている新しいリフォーム制度は、どういうものを考えているのか。うちがちょっと、壁が古くなったから、断熱つきの壁材に張りかえようだとか、窓が、今まで一重のサッシだったけど二重サッシにかえようだとか、あるいは段差があつたのを段差解消しようだとか、子供がちょうど大きくなったから、子供用の部屋を少し改築しようだとか、あるいは、さっき石澤議員が言っていたように、今は省エネ時代ですから、太陽光を利用した発電パネルの設置をしようだとか、そういう、いろんなことがあると思うんですけど、どういうものを考えて今まで検討されてきたのか。あるいは、アンケートの内容はどういうもので、どういう意見があつたのか、ちょっと教えてください。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ご質問にお答えいたします。

まず、アンケートの調査でございますけども、アンケートの目的は、町長からの答弁にもございましたように、住民の方がどういったリフォーム、どういったことを望んでやられてきているのかということで、5年間に遡りまして、建築関連業者に、43社ございますけども、アンケート調査しました。その結果、アンケートの内容としましては、介護保険制度、日常生活用具給付事業を利用したリフォームの分野と、それから一般的なリフォームの分野で分けてアンケート調査したわけでございます。

町長の答弁にもございましたように、利用者にとって使いやすいということはどういうことだろうかということ視点を検討しております。国の補助制度、交付金制度を利用したバリアフリー化だとか、省エネ化だとか、そういった制度がございますけども、それに特化してしまうと、耐震改修でございませぬけども、300万円以上なければ30万円の助成しかできないよとかという状況になりますので、リフォームのニーズ、町民のニーズがどこにあるのかを把握するためにアンケート調査を実施させていただきました。その結果、介護保険制度を利用した部分については、やはり50万円未満の工事が99.4%と圧倒的に多く、リフォームの内容では手すりの設置ということが一番多かったわけでございます。

それから、一般的なリフォームの工事の状況ですけども、やはり、これも50万円未満の工事が圧倒的に多くて、約70%を占めております。また、全体では200万円未満の工事が93%を占めていました。

その内容は、どういった内容が多くやられているかといいますと、内装工事、やり直しです。それから、外壁の張り替え、それから、屋根の塗装、屋根の葺替え、それから、設備改修、それから、玄関ドアなりの取り替えだとか、そういった工事が主立った結果と出てきました。

先ほどから申し上げますように、あくまでも利用者ニーズをとらえて、利用者が補助制度に乗っからない部分も含めて、そういったものについてリフォームの支援をしていきたいということで現在は考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 住宅リフォームの補助制度なんですけれど、道内でももう随分あちこちやられているんですね。それで、きょうはたまたま上川町のしか持っていないんですけど、店舗のリフォーム、あるいは今のエコリフォームとか住宅の断熱改良、それから、新エネルギーあるいは省エネルギーの設備、それから、木質のペレットストーブのあれまで入っているんですけど、あと、それにバリアフリーだとか、それから耐震、そういうものも入っているんですけど、余り限定してしまったり、この業種の人だけとか考えてしまえば、非常に狭くなってしまおうと思うんです。だから、厚岸にいる業者の人たちで十分対応できて、そして、その業者がやることによってそれなりの波及効果も出てく

るということをやっぱり考えた事業を私は進めていくべきではないのかなというふうに思うんです。

例えば、下水道もどんどん進んでますよね。そういう事業も対象になりますよと。それから、全く余裕のない人は、やっぱりちょっと無理でしょうけれど、やっぱり、ちょっと余裕のある人は、さっき言った介護の制度だとか、そういうものも組み合わせたり、いろんなものを組み合わせてやることによって、より効果の出るような事業も積極的にやられたらいいと思うんです。それを余り狭い範囲でやってしまうと、一部の業種は対象になるけど、それ以外は全部対象外だということになっては困るんだというふうに思うんです。ですから、さっきアンケートの中にあっただけのこともやっぱり含めて、そういう要望等、あるいは業種も少し幅を広げた感じで、それぞれがかかわっていけるような制度をつくって、そして町民にやっぱり喜ばれるような、つくる以上は制度として発足させていただきたいなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいま議員おっしゃったように、私どもも広い意味でのリフォームの支援をしたいなという思いは一緒でございまして、アンケートの結果からもそういった状況が出てきています。

それから、アンケート先ですけれども、建築業を初め板金塗装、左官、内装業、畳屋さん、これは全部地元ですけれども、電気屋さん、それから管設備屋さん、下水道の指定店、それから給水装置の工事店、金物屋さん、サッシを扱っている家具屋さんも含めて、全部で43社、アンケート調査を実施しております。

新エネルギーだとかバリアフリーだとかということで一定要件を狭めますと、当然、交付金対象ということで、町のほうもその部分については考えていって、それは交付金の対応で国のほうから交付金をもらおうと。さらに、町のそういったいろんな部分についてのリフォームについては、町独自の支援制度で対応していると。それから、先ほど議員おっしゃったように、介護保険制度での活用と、それから一般的なリフォーム支援の活用と、組み合わせをできるように考えていきたいなという思いは一緒でございまして。

そういったことで、一部の対象だけじゃなくて、先ほどのアンケート調査の業種と同じように、ある意味ではかなり広げた範囲でリフォーム支援を考えていきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 40数社とおっしゃってましたよね。

それで、業者なんですけど、例えば大工さんとか建築業とか、そういう人たちの中に、例えば町の指名業者でない業者っていますよね。そういう人も当然対象にしているんですよね。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 町内の、建築業者でいきますと19社からアンケートをとっております。ですから、町内の指名業者がやったから支援制度で対応するじゃなくて、町内のそういったいろんな業者、建築業の方も含めて、施工されたものについて支援していきたいというのが基本でございます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後 5 時06分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成24年 6 月18日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員